

久万高原町
第7期障がい福祉計画及び
第3期障がい児福祉計画



令和6年3月
久万高原町

はじめに

久万高原町では、令和3年3月に「久万高原町障がい者基本計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、幅広い分野から、障がい者福祉に関する施策を総合的に推進してきました。

その間、国としては令和3年の「医療的ケア児支援法」の施行、令和6年の「障害者総合支援法」の改正など、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、当事者家族支援の充実など、地域社会の理解と協力を得るための取り組みが進められています。

この度、「久万高原町第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」が令和5年度をもって計画期間が終了となっており、これまでの町の取り組みや新たな国の制度の動向を踏まえ、本町におけるさらなる障がい者福祉のまちづくりを推進するため、「久万高原町第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」を策定します。

今後はこの計画に基づき、障がいの有無に関わらず、誰もが互いに支え合い、地域で安心してともに生活を送ることができるよう、障がい者福祉施策の推進に努めてまいりますので、住民の皆さまのご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見やご提言をいただきました「久万高原町障害者計画策定委員会」の委員の皆様、アンケート調査等にご協力いただきました住民並びに関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和6年3月

久万高原町長 河野 忠康

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景・趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	3
3. 計画の期間.....	5
4. 策定体制.....	6
5. 計画策定で踏まえるべき事項.....	7
第2章 久万高原町の現状について	9
1. 人口・世帯等の状況.....	9
2. 障がいのある方の状況.....	11
3. 障がい児の状況.....	18
4. アンケート調査結果からみえる現状.....	21
5. 事業所・団体調査結果からみえる現状.....	37
6. 課題のまとめ.....	40
第3章 計画の基本的な考え方	42
1. 基本的な理念.....	42
第4章 障がい福祉サービスの推進(障がい福祉計画)	43
1. 第6期計画における成果目標の進捗状況.....	43
2. 第7期計画における成果目標.....	46
3. 障がい福祉サービスの概要.....	54
4. 障がい福祉サービスの見込み量.....	59
5. 地域生活支援事業の見込み量.....	66
第5章 障がい児福祉サービスの推進(障がい児福祉計画)	75
1. 第2期計画における成果目標.....	75
2. 第3期計画における成果目標.....	75
3. 障がい児福祉サービスの概要.....	77
4. 障がい児福祉サービスの見込み量.....	78
第6章 計画の推進体制	80
1. 推進体制の整備.....	80
2. 広報・啓発活動の推進.....	80
3. 計画の点検・管理体制.....	81
4. 県及び近隣市町や関係機関との調整・協力.....	81

資料編	82
1. 久万高原町障がい(児)福祉計画策定委員会設置要綱	82
2. 久万高原町障がい(児)福祉計画策定委員会名簿	84
3. 計画策定経過	85



「障がい」の表記について

本計画では、「害」という漢字のマイナスイメージを考慮し、障がいのある人の人権をより尊重するという観点から「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがな表記を用いています。

ただし、国等の法律・条例、事業の名称、町の条例に規定または使用されている用語は、そのまま漢字表記とします。

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

1 国の障がい者施策の動向

国においては、平成 23 年の「障害者基本法」改正、平成 24 年の「障害者虐待防止法」施行、平成 28 年の「障害者差別解消法」施行など、障がい福祉を取り巻く環境は大きく変化してきました。また、平成 28 年の「成年後見制度利用促進法」施行、平成 30 年の「児童福祉法」改正、令和3年の「医療的ケア児支援法」の施行、令和6年の「障害者総合支援法」の改正など、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、当事者家族支援の充実など、地域社会の理解と協力を得るための取り組みが進められています。

■「障害者権利条約」批准以降の障がい者支援に係る法整備の主な動き

年度	事項	概要
平成 25	障害者権利条約に批准	・障害者権利条約の批准書を国連に寄託、同年2月に我が国について発効
平成 28	障害者差別解消法の施行	・障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止 ・差別解消の取り組みの義務化
	障害者雇用促進法の改正	・国や自治体における合理的配慮の提供が義務化
	成年後見制度利用促進法の施行	・国において成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見制度利用促進会議等の設置
平成 30	発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行	・「発達障害者」の定義の改正、「社会的障壁」の定義の改正 ・国や自治体における相談体制の整備の責務を明記
	障害者雇用促進法の改正	・障害者雇用義務の対象に精神障がい者が加わる
令和元	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	・自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、居宅訪問型児童発達支援の創設 ・高齢障がい者の介護保険サービスの円滑利用 ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（「障害児福祉計画」の策定） ・医療的ケアを要する障がい児に対する支援
	障害者雇用促進法の改正	・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に特例給付金の支給
令和2	読書バリアフリー法の施行	・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする
	障害者雇用促進法の改正	・事業主に対する給付制度、障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）の創設
令和3	障害者差別解消法の改正	・合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に）
	医療的ケア児支援法の施行	・医療的ケア児が居住地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和4	障害者総合支援法の改正	・グループホーム入居者の一人暮らしへの移行支援を進める
	障害者雇用促進法の改正	・週10時間以上20時間未満で働く精神障がい者、重度身体障がい者、重度知的障がい者について、法定雇用率の算定対象に加える

年度	事項	概要
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進 (障がいの種類・程度に応じた手段を選択可能とする)

2 久万高原町の障がい者施策の動向

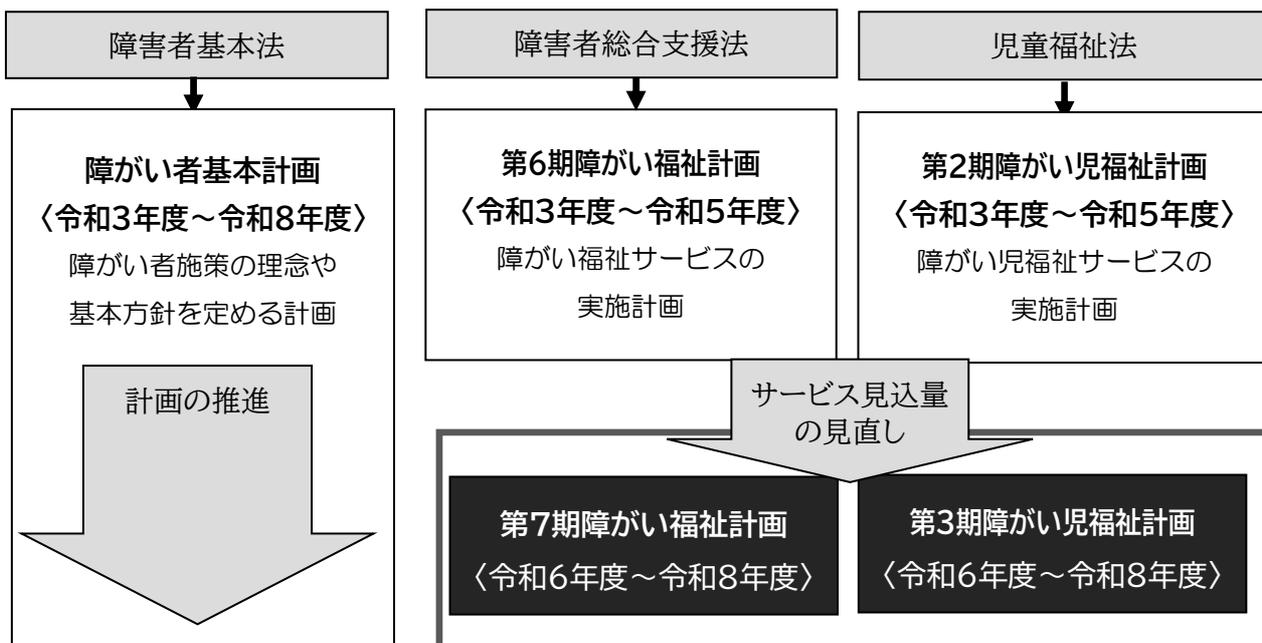
久万高原町(以下、本町という)では、障がい者施策を計画的・総合的に推進するため、6年間の障がい者施策のあり方を定めた「久万高原町障がい者基本計画」と、計画的にサービスを提供していくため、数値目標を設定し、サービス提供体制の確保の方策を定めた「久万高原町障がい福祉計画」等を令和3年3月に策定し、『だれもがいきいきと輝いて暮らせる“共生のまち”久万高原町』をめざして、障がい福祉に関する取り組みを進めてきました。

この度、「久万高原町第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」が令和5年度をもって計画期間が終了となっており、これまでの町の取り組みや新たな国の制度の動向を踏まえ、本町におけるさらなる障がい者福祉のまちづくりを推進するため、「久万高原町第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」(以下、本計画という)を策定しました。

2. 計画の位置づけ

1 法律上の位置づけ

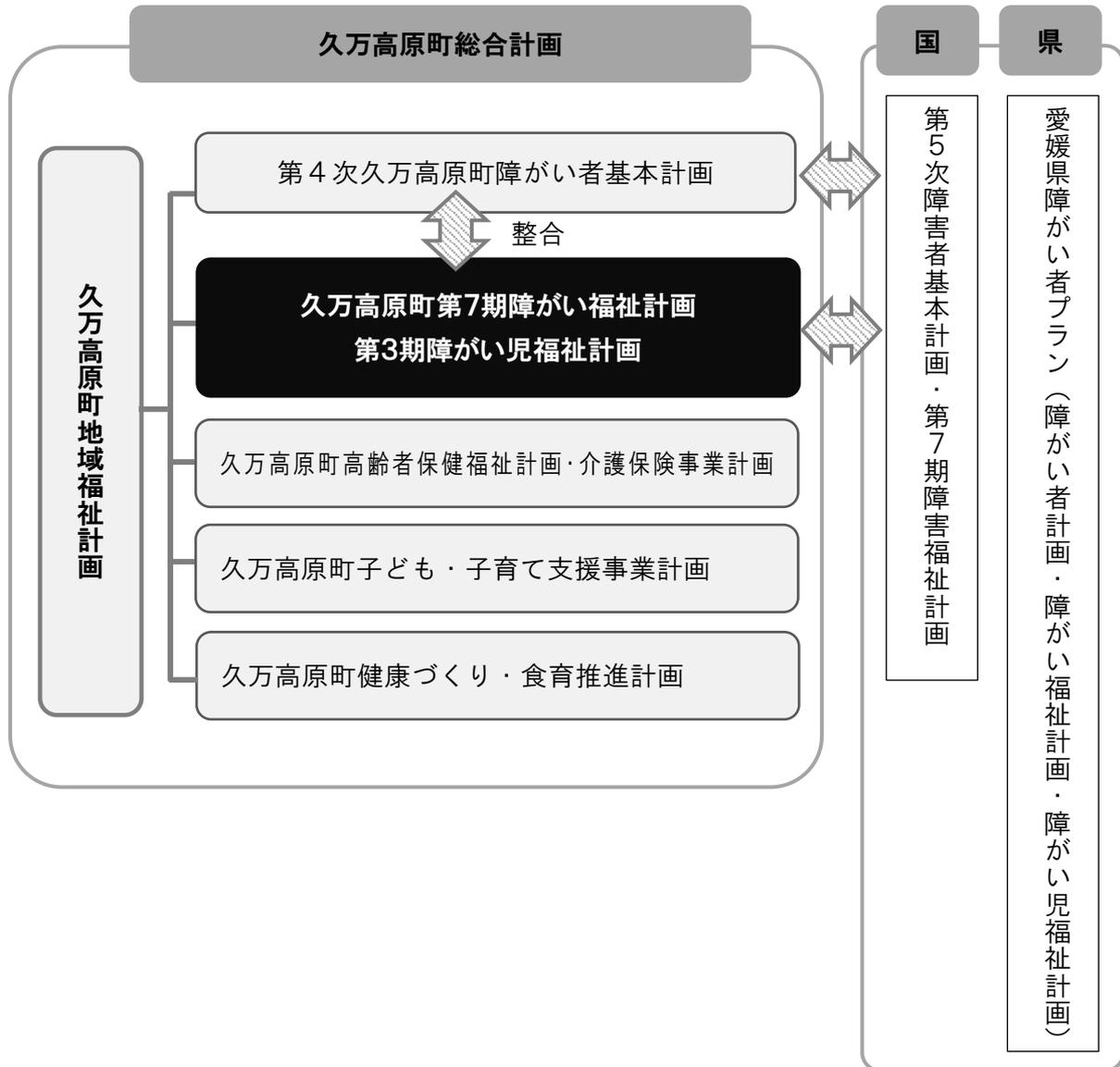
本計画は、障害者総合支援法第 88 条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。



2 他計画との関連

本計画は、本町の最上位計画である「久万高原町総合計画」をはじめ、福祉政策の基本的な計画である「久万高原町地域福祉計画」との基本理念や考え方を共有した計画として位置づけるとともに、町の各種関連計画との整合性に留意して策定します。

また国の「障害者基本計画」や県の「愛媛県障がい者プラン」との調和を保った計画として策定します。



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度の3年間とします。

なお、計画期間中においても、国の動向などにより必要に応じて見直しを行うものとします。

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
久万高原町 障がい福祉計画 (本計画)		第6期			第7期	
久万高原町 障がい児福祉計画 (本計画)		第2期			第3期	
久万高原町 障がい者基本計画			第4次			

4. 策定体制

本計画は、以下の過程を経て策定します。

1 実態調査の実施

障がい者(児)福祉の現状とこれからの福祉に対するニーズを把握するため、下記の調査を実施しました。

① アンケート調査

調査対象	①本町にお住まいの障害者手帳などをお持ちの18歳以上65歳未満の方 ②本町にお住まいの障害者手帳などをお持ちの18歳未満の方
配布数	①162件 ②13件
回収数/回収率	①89件/54.9% ②7件/53.8%
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和5年7月12日(水)～令和5年8月4日(金)

② 事業所・関係団体意向調査

調査対象	久万高原町内の障がい福祉サービス提供事業所・障がい者関係団体
配布数	事業所5件・関係団体8件
回収数/回収率	事業所5件/100%・関係団体7件/87.5%
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和5年7月28日(金)～8月18日(金)

2 久万高原町障害者地域総合支援協議会等での検討

障がい者団体や各種団体の代表、保健・医療・福祉関係者、行政関係者などで構成される久万高原町障害者地域総合支援協議会と、その下部組織である各専門部会において、障がいのある人の地域生活を支えるための課題を把握するとともに、計画策定に関する意見集約を行います。

3 久万高原町障害者計画策定委員会での検討

保健及び福祉関係者、関係団体代表者、行政関係者などによる計画策定委員会を設置し、計画内容の検討を行います。

5. 計画策定で踏まえるべき事項

1 国の基本指針見直しのポイント

障害者総合支援法において、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障害福祉計画」を定めるものとされています。国から示された第7期障がい福祉計画等に係る基本指針のポイントは下記の通りです。

基本指針見直しの主な事項
①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援 <ul style="list-style-type: none">・ 重度障がい者等への支援など、地域のニーズへの対応・ 強度行動障がいを有する障がい者等への支援体制の充実・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し・ グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 <ul style="list-style-type: none">・ 精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性・ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
③福祉施設から一般就労への移行等 <ul style="list-style-type: none">・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定・ 就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定・ 一般就労中の就労系障がい福祉サービスの一時利用に係る記載の追記・ 地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取り組み
④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築 <ul style="list-style-type: none">・ 市町村における重層的な障がい児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援・ 地域におけるインクルージョンの推進・ 都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保等について成果目標に設定・ 都道府県における医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定・ 地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定・ 障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定
⑤発達障がい者等支援の一層の充実 <ul style="list-style-type: none">・ 市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実・ 市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進・ 強度行動障がいやひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進

基本指針見直しの主な事項

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・ 基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの推進
- ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障がい者等に対する虐待の防止

- ・ 障がい福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進
- ・ 精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障がい福祉サービスの質の確保

- ・ 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障がい福祉人材の確保・定着

- ・ ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定

- ・ 障がい福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

⑫障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・ 障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・ 障がい福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・ 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・ 計画期間の柔軟化
- ・ サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

第2章 久万高原町の現状について

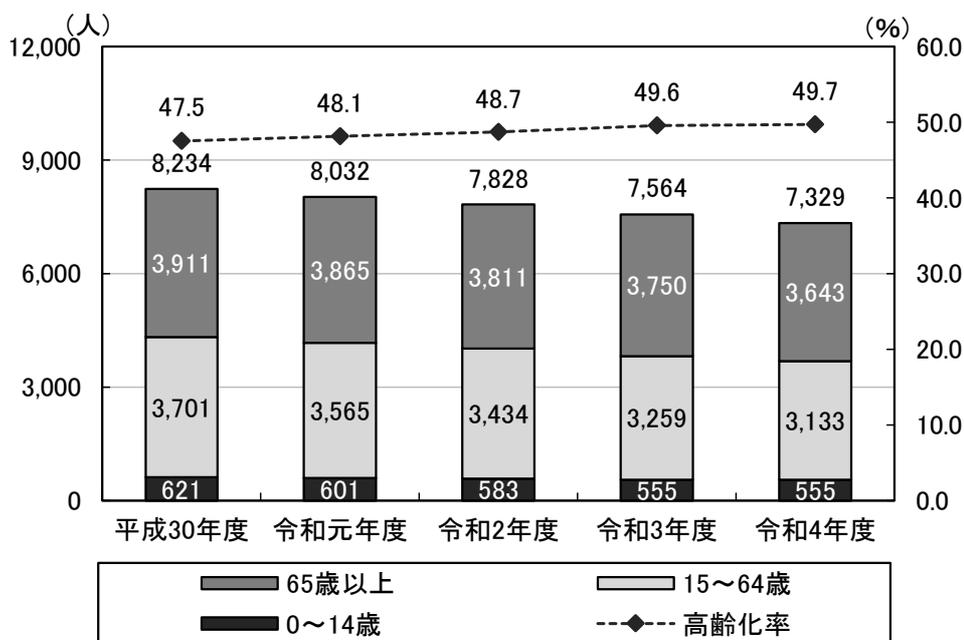
1. 人口・世帯等の状況

1 総人口と世帯数の推移

本町の総人口の推移をみると、年々減少が続いており、令和4年度では7,329人となっています。0～14歳人口、15～64歳人口、65歳以上人口いずれも減少が続いていますが、高齢化率は上昇の一途をたどり、令和4年度では49.7%となっています。

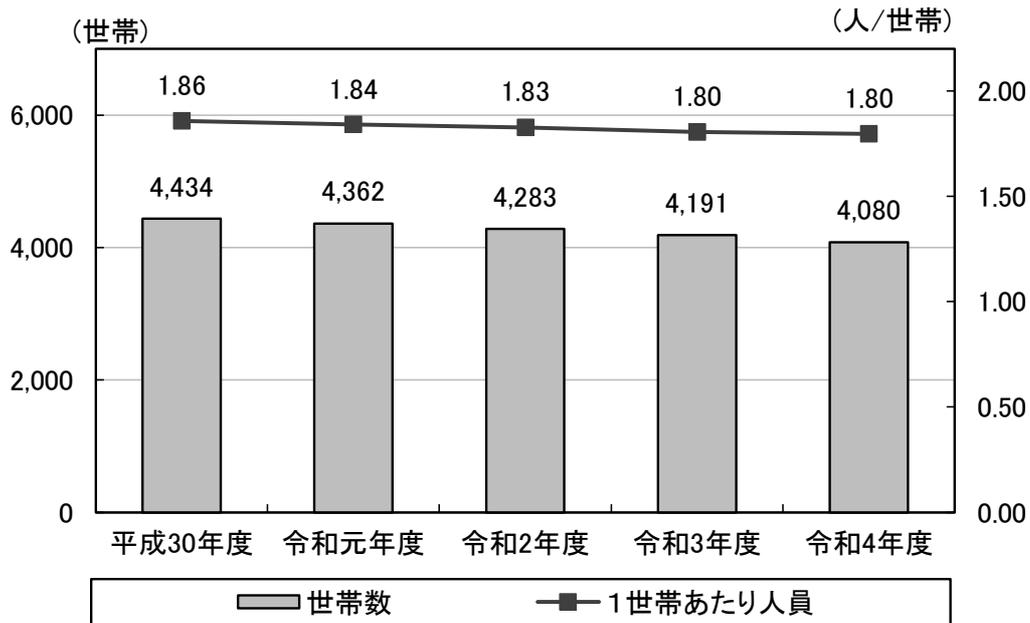
また、世帯数・1世帯あたり人員は減少が続いており、令和4年度では4,080世帯、1世帯あたり1.80人となっています。

年齢3区分別人口と高齢化率の推移



出典:久万高原町(各年度3月31日)

世帯数と1世帯あたり人員の推移

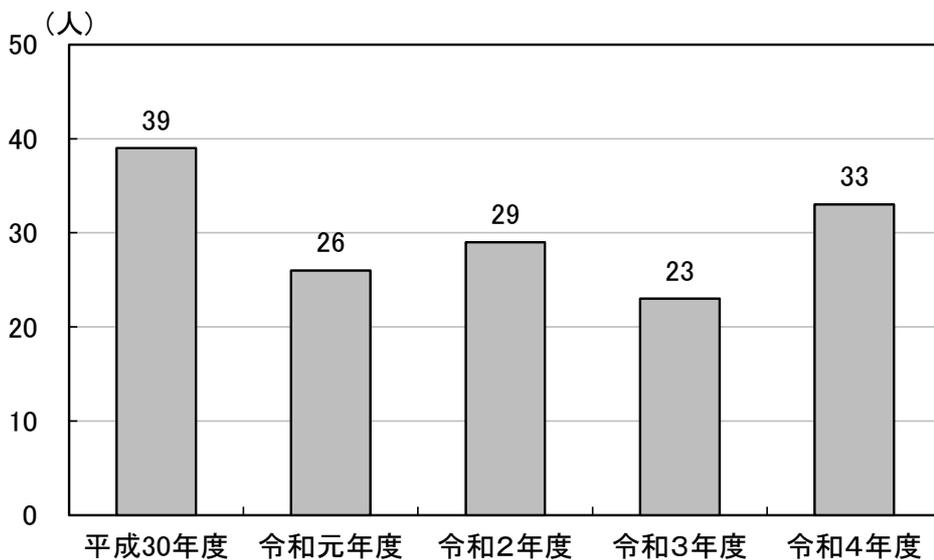


出典:久万高原町(各年度3月31日)

2 出生数の推移

本町の出生数の推移をみると、増減を繰り返しながら推移しており、令和4年度では33人となっています。

出生数の推移



出典:久万高原町(各年度3月31日)

2. 障がいのある方の状況

1 障害者手帳所持者数の推移

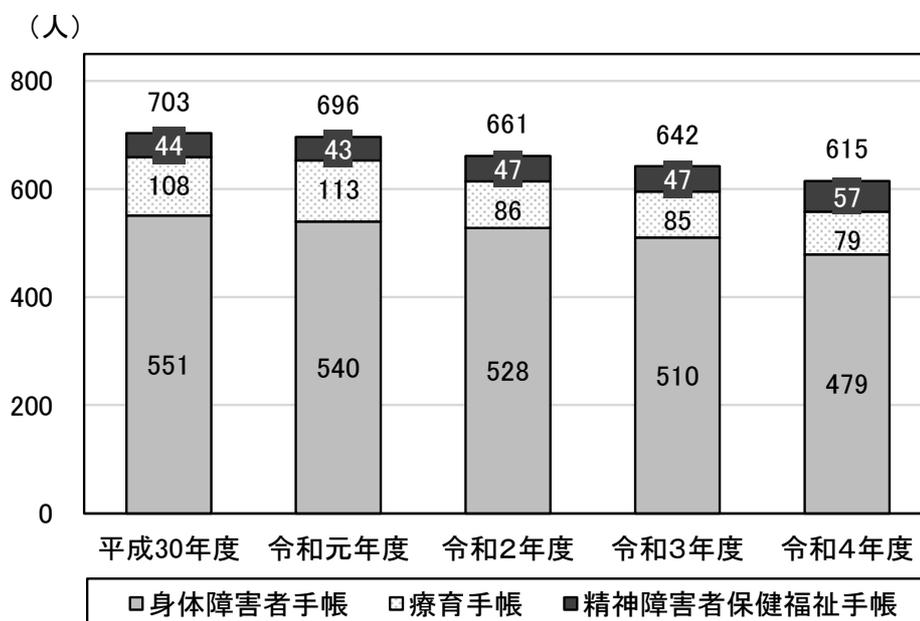
障害者手帳所持者数の推移をみると、平成30年以降減少傾向となっており、令和4年度には615人となっています。

手帳種別にみると、全体の8割前後を身体障害者手帳が占めていますが、年々所持者数は低下しています。

療育手帳は、増減を繰り返しながら推移しており、令和元年度以降減少しています。

精神障害者保健福祉手帳は、令和2年度以降増加傾向にあります。

障害者手帳所持者数の推移



出典：久万高原町(各年度3月31日)

※手帳所持者について

グラフに掲載している各手帳所持者数は、本人または家族の取得申請に基づき、障害者手帳が交付されている方の数となります。

障がい福祉サービス利用者の中には、障害者手帳取得の基準に満たない方や、手帳を取得されていない方も含まれています。

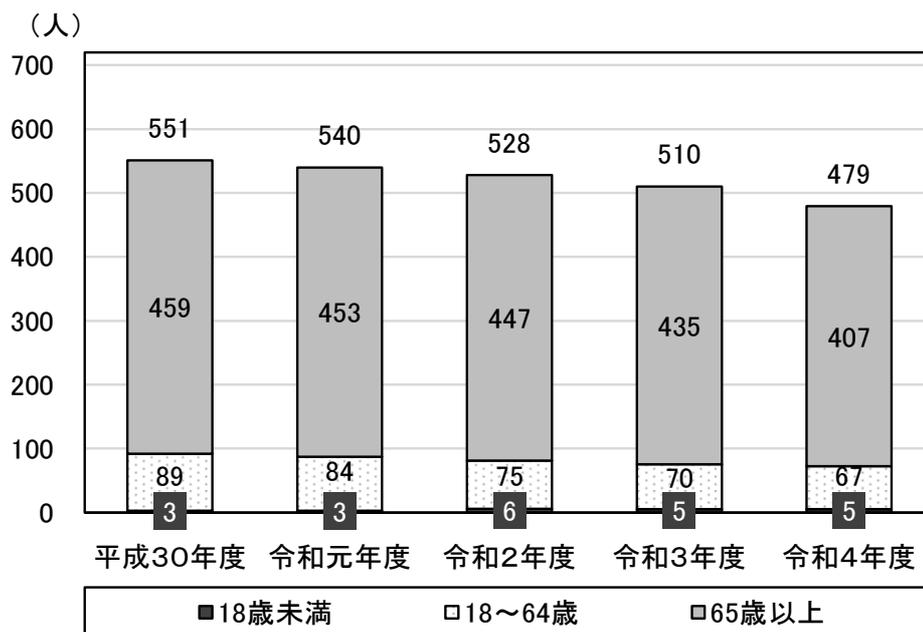
2 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移について、【年齢別】にみると、令和4年度では18歳未満が5人、18～64歳が67人、65歳以上が407人となっており、65歳以上の割合が全体の8割を超えています。

【種別】にみると、肢体不自由が最も多く、全体の5割以上を占めています。

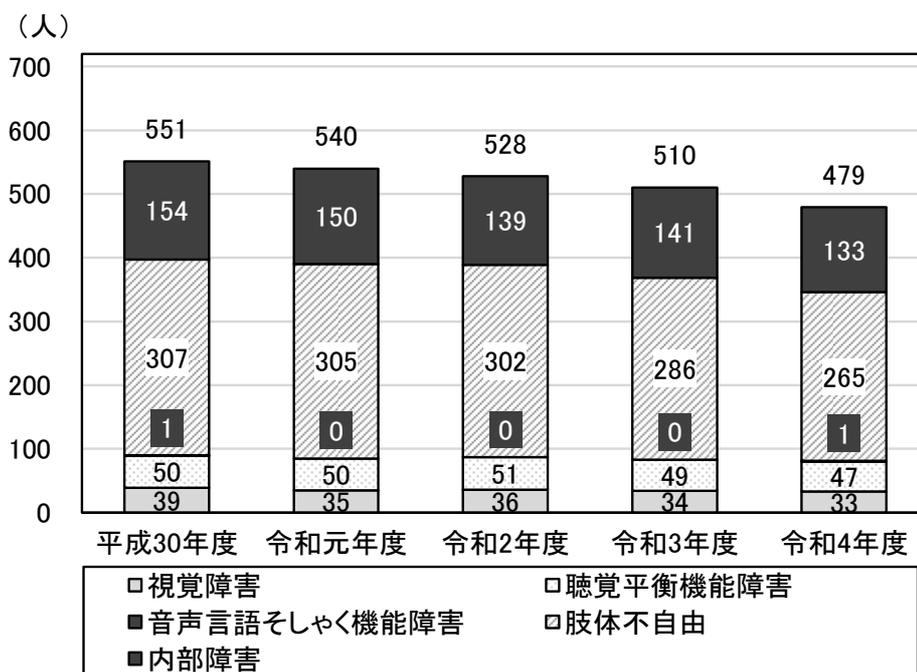
【程度別】にみると、1級が最も多いものの減少傾向にあります。

【年齢別】身体障害者手帳所持者数の推移



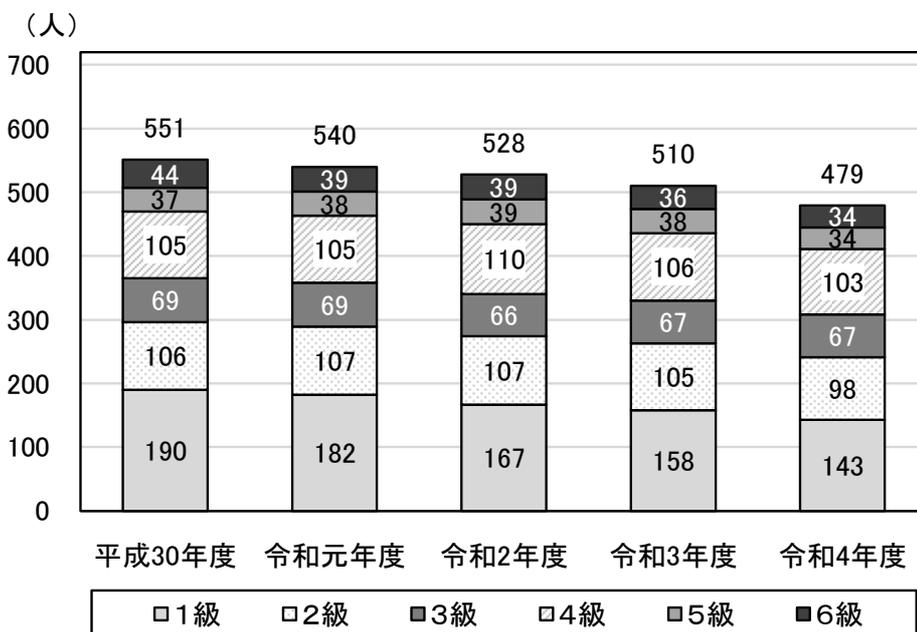
出典：久万高原町（各年度3月31日）

【種別】身体障害者手帳所持者数の推移



出典：久万高原町(各年度3月31日)

【程度別】身体障害者手帳所持者数の推移



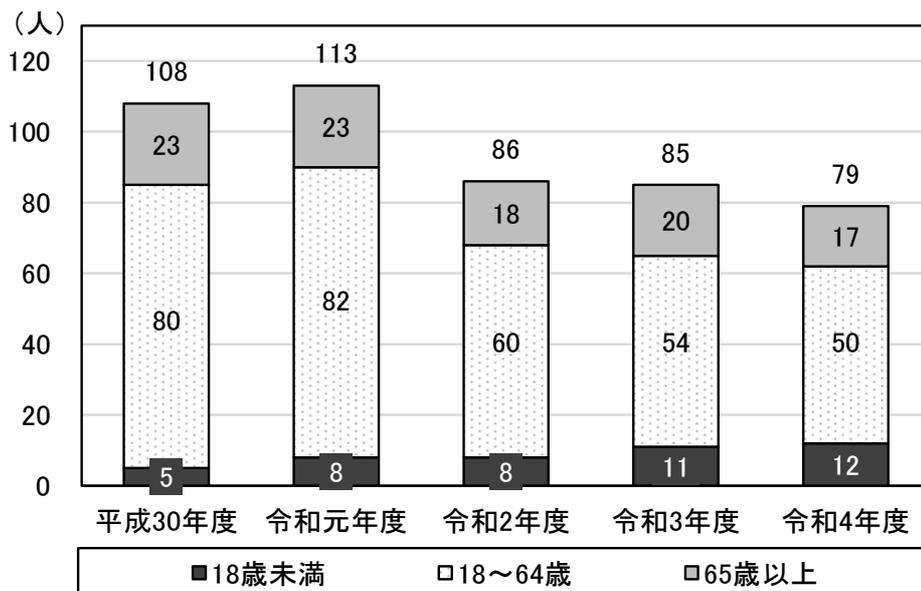
出典：久万高原町(各年度3月31日)

3 療育手帳（知的障がい）所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移について、【年齢別】にみると、年度によって増減はありますが、18歳未満の療育手帳所持者数は増加傾向にあります。

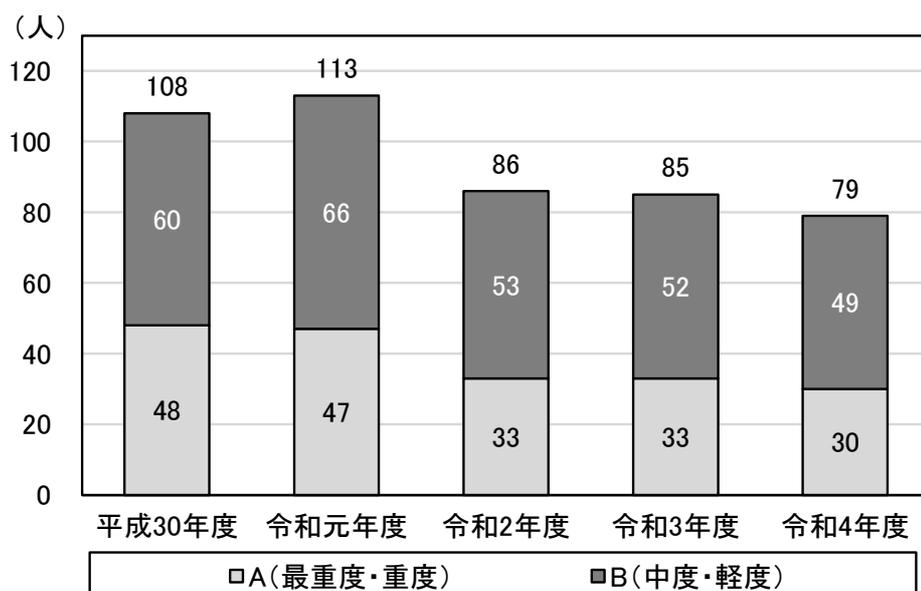
【程度別】にみると、令和4年度では A(最重度・重度)が 30 人、B(中度・軽度)が 49 人となっています。

【年齢別】療育手帳所持者数の推移



出典:久万高原町(各年度3月31日)

【程度別】療育手帳所持者数の推移



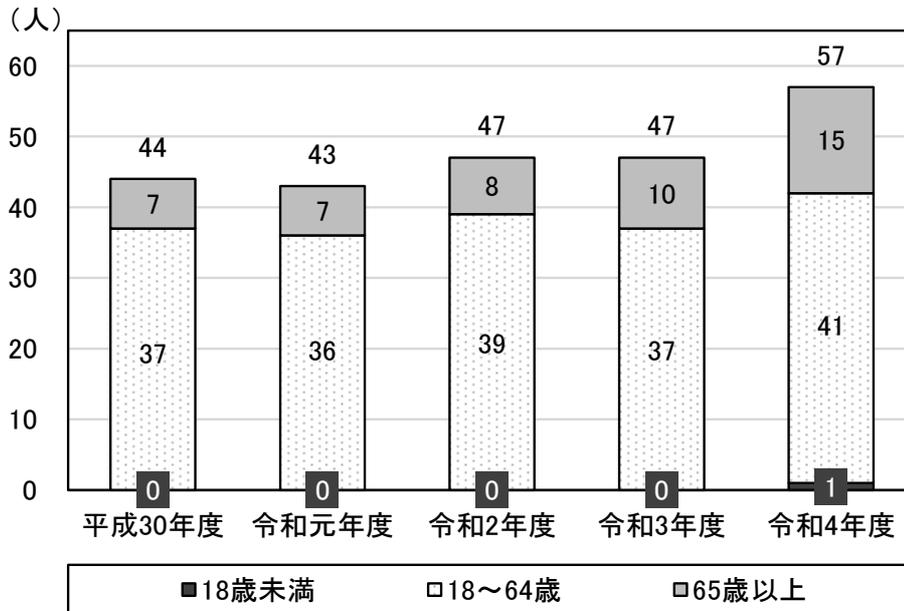
出典:久万高原町(各年度3月31日)

4 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移について、【年齢別】にみると、65歳以上は増加傾向にあります。18～64歳では、横ばいで推移していましたが、令和4年度には41人と増加しています。

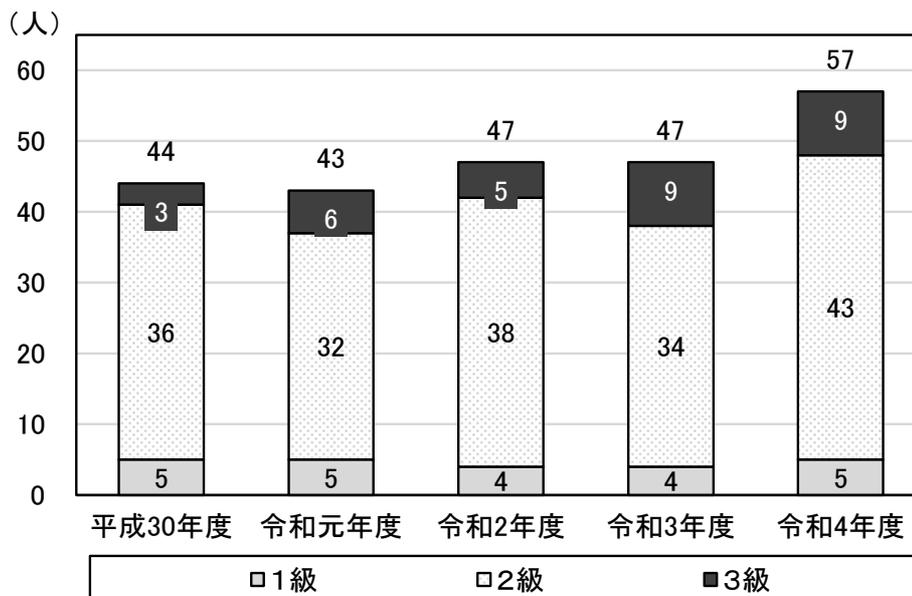
【程度別】にみると、2級が最も多く、全体の7～8割を占めています。

【年齢別】精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



出典：久万高原町（各年度3月31日）

【程度別】精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



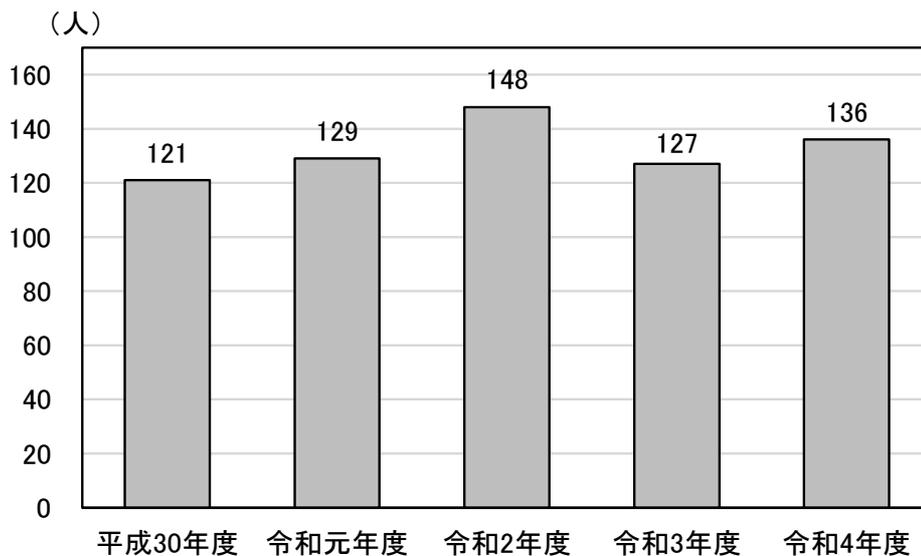
出典：久万高原町（各年度3月31日）

5 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移をみると、増減を繰り返しながら推移しており、令和4年度では136人となっています。

精神障害者保健福祉手帳を所持していない人でも精神的な疾患を持つ人が手帳所持者の3倍近くとなっています。

自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

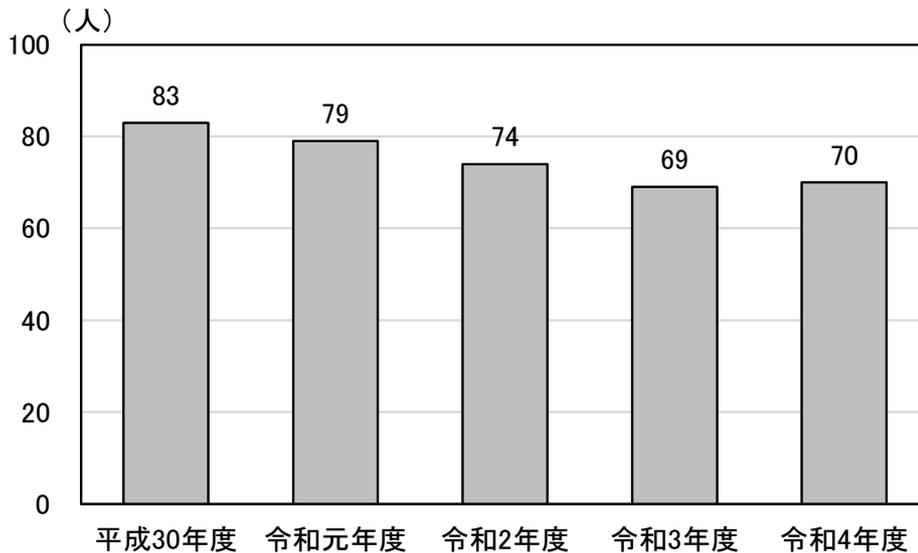


出典：久万高原町（各年度3月31日）

6 特定医療費（指定難病）受給者数の推移

特定医療費(指定難病)受給者数の推移をみると、令和元年度以降減少傾向にあり、令和4年度では70人となっています。

特定医療費(指定難病)受給者数の推移



出典: 中予保健所健康増進課(各年度3月31日)

7 障害支援区分認定者数の状況

令和5年3月末現在、障害支援区分認定者数は107人(重複含む)となっており、障がい種別では知的が最も多く、区分別では区分3が最も多くなっています。

また、区分なしでサービスを受けている人は10人となっています。

障害支援区分認定者数の状況

	単位: 人			計 (重複含む)
	身体	知的	精神	
区分6	6	5	2	13
区分5	6	10	3	19
区分4	4	17	3	24
区分3	5	16	13	34
区分2	3	6	7	16
区分1	0	1	0	1
合計	24	55	28	107
区分なしでサービスを受けている人	3	7	0	10

出典: 久万高原町(令和5年3月31日)

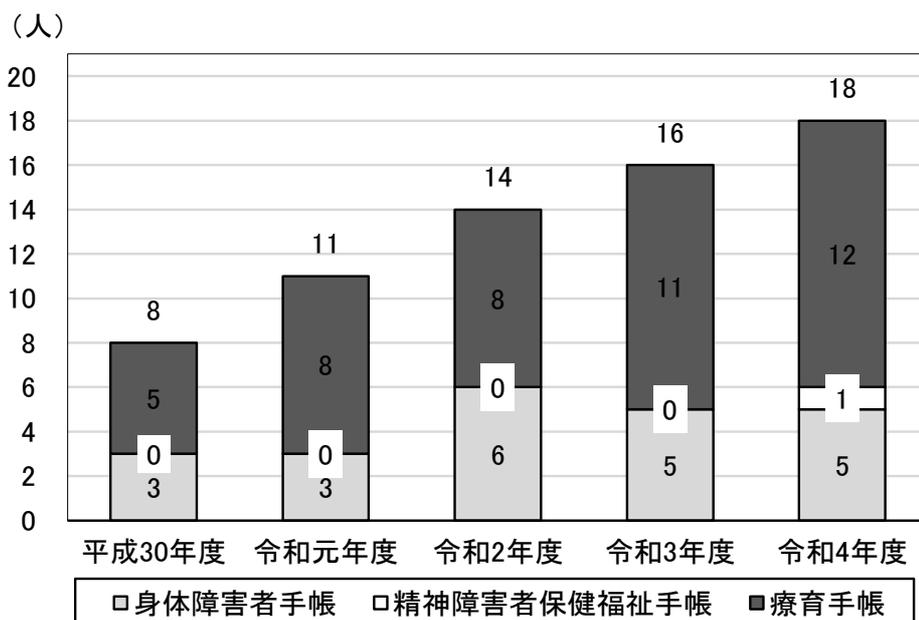
3. 障がい児の状況

1 18歳未満の障害者手帳所持者数の推移

18歳未満の障害者手帳所持者数の推移をみると、全体の推移としては年々増加しており、令和4年度は18人となっています。

また、手帳別にみると、療育手帳は年々増加しており、令和4年度は12人となっています。

18歳未満の障害者手帳所持者数の推移(p.12.p.14・p.15より18歳未満を抜粋、再掲)

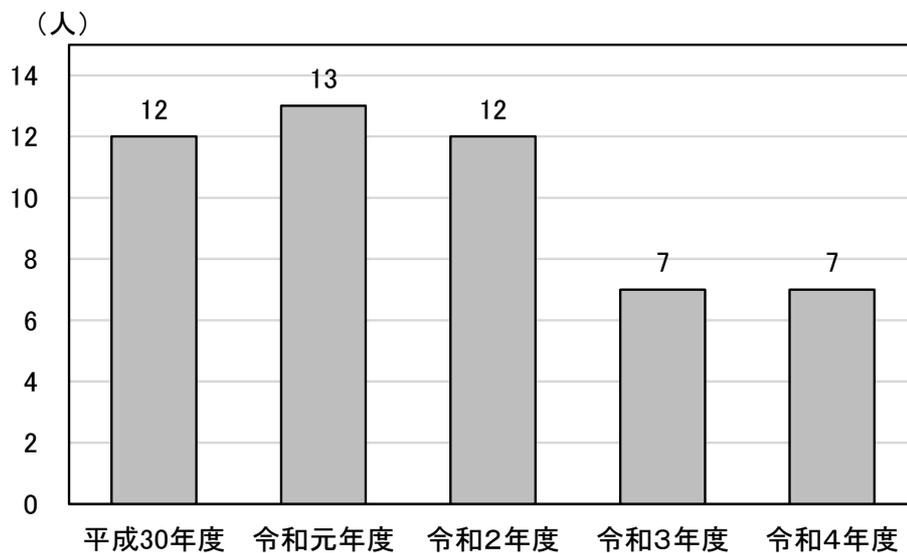


出典:久万高原町(各年度3月31日)

2 小児慢性特定疾病医療費受給者数の推移

小児慢性特定疾病医療費受給者数の推移をみると、令和2年度以降減少しており、令和4年度では7人となっています。

小児慢性特定疾病医療費受給者数の推移



出典：中予保健所健康増進課(各年度3月31日)

※申請受付の対象は18歳未満の児童ですが、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められた場合には、20歳未満の児童にも支給されます。

3 特別支援学級及び特別支援学校在籍者数の推移

特別支援学級の在籍者数の推移をみると、小学校の在籍者数は年度により増減を繰り返しており、令和5年度では14人となっています。中学校の在籍者数は令和2年度・令和3年度と増加しており、令和3年度以降は横ばいで推移しています。

特別支援学校の在籍者数の推移をみると、中学部は令和3年度以降減少しており、令和5年度では0人となっています。一方で、高等学部では令和4年度まで増加を続けており、令和5年度では4人在籍しています。

特別支援学級の在籍者数の推移

単位：人

単位：人	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	13	13	11	12	14
中学校	2	6	9	9	9
合計	15	19	20	21	23

出典：久万高原町教育委員会（各年度5月1日）

特別支援学校の在籍者数の推移

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼児部	0	0	0	0	0
小学部	0	0	0	0	0
中学部	3	4	3	2	0
高等学部	1	2	3	4	4
合計	4	6	6	6	4

出典：久万高原町（各年度5月1日）

4 特別児童扶養手当受給者数の推移

特別児童扶養手当受給者数の推移をみると、微増傾向にあり、令和5年度では22人となっています。

特別児童扶養手当受給者数の推移

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数	18	20	21	22	22

出典：久万高原町（各年度4月1日）

4. アンケート調査結果からみえる現状

本計画の策定に向けて、町内の障がいのある人や家族が抱える課題や福祉ニーズ、施設利用者の状況把握するためにアンケート調査を実施しました。

1 調査結果の抜粋

(1) 回答者の状況

【障がい児アンケート】

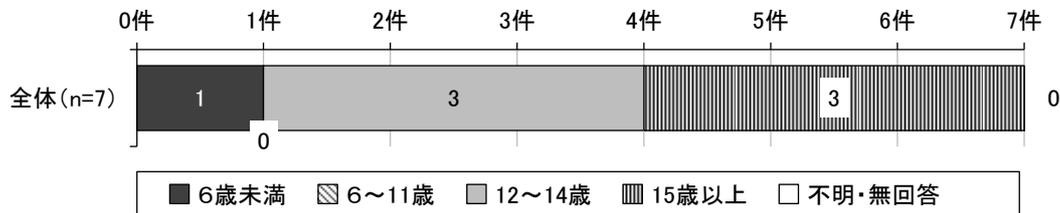
- お子さんの障がいの状態についてみると、「療育手帳」が6件と最も多く、次いで「発達障がいの診断」が3件、「身体障害者手帳」が2件となっています。
- お子さんの年齢についてみると、「12～14歳」「15歳以上」が3件と最も多く、次いで「6歳未満」が1件となっています。

《障がいの状態》

全体(n=7)

状態	件数
身体障害者手帳	2件
療育手帳	6件
発達障がいの診断	3件

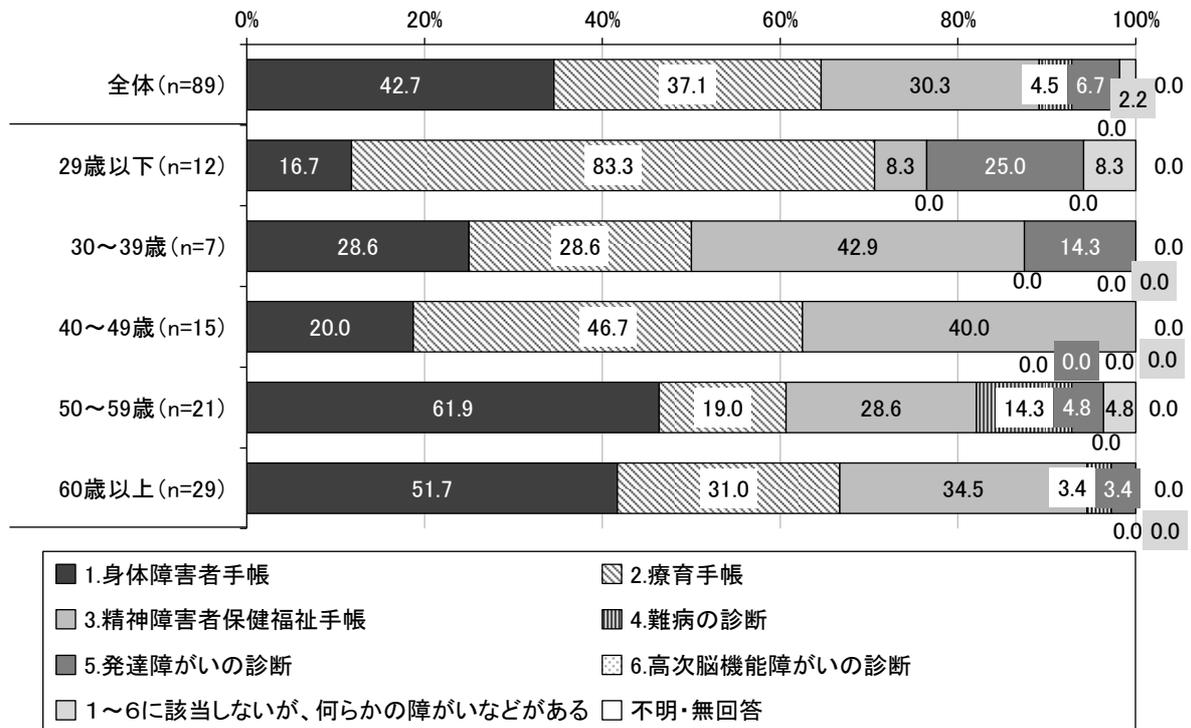
《年齢》



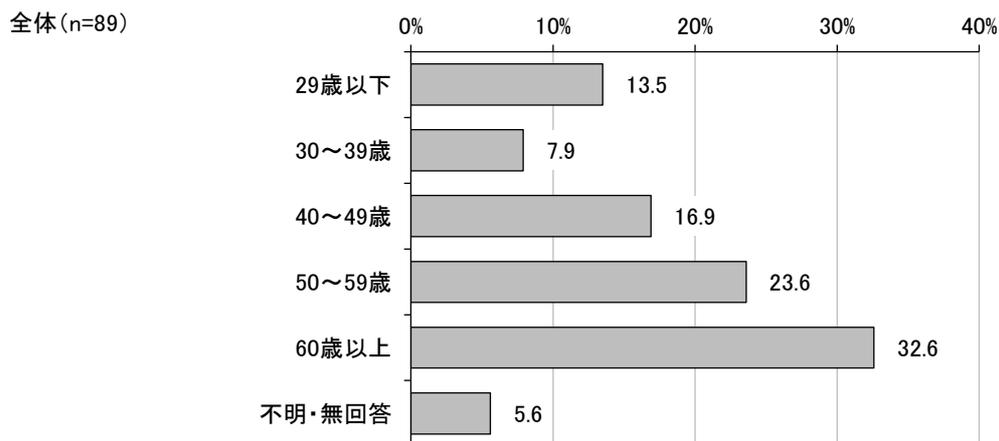
【障がい者アンケート】

- **障がいの状態について**みると、「身体障害者手帳」が 42.7%と最も高く、次いで「療育手帳」が 37.1%、「精神障害者保健福祉手帳」が 30.3%となっています。
- **障がいのある方の年齢について**みると、「60 歳以上」が 32.6%と最も高く、次いで「50～59 歳」が 23.6%、「40～49 歳」が 16.9%となっています。

《障がいの状態》



《年齢》



(2) 介助者（家族）の状況

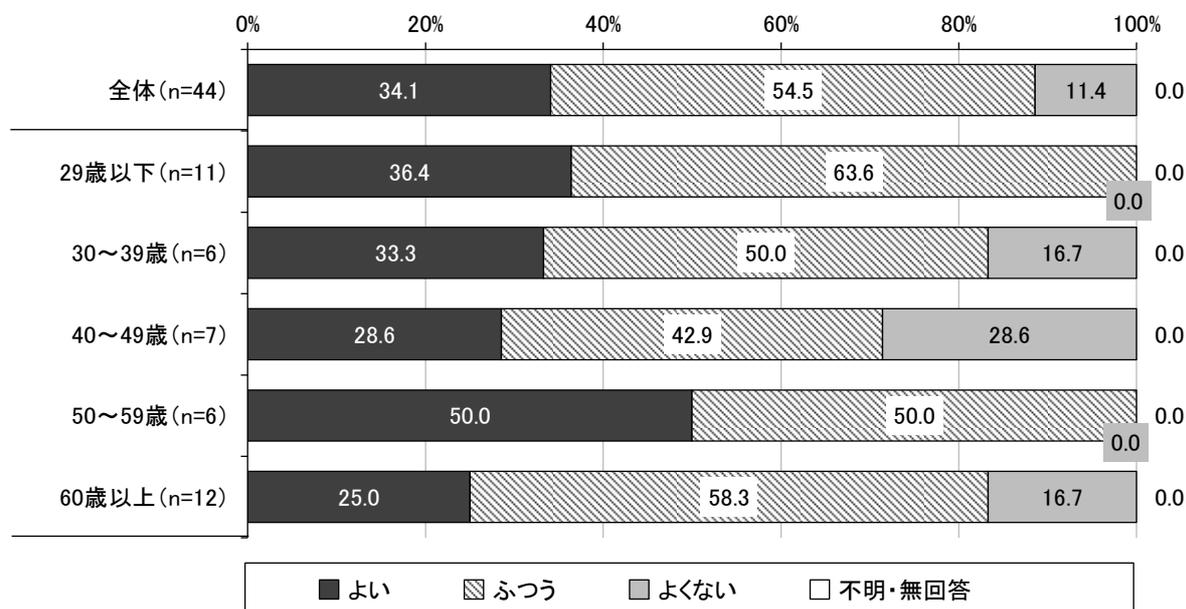
【障がい者アンケート】

○支援してくれる家族の**健康状態について**みると、「ふつう」が 54.5%と最も高く、次いで「よい」が 34.1%、「よくない」が 11.4%となっています。

また、**主な介助者の年齢について**みると、「60 歳以上」が 63.6%と最も高く、次いで「50～59 歳」が 29.5%、「29 歳以下」「30～39 歳」「40～49 歳」が 2.3%となっています。

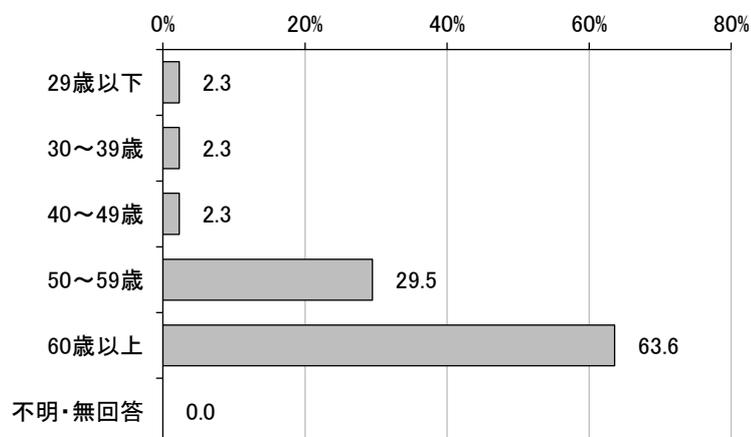
○**介助者の状況について**みると、[⑦将来の見通しがたてられない][⑧自分の健康について不安がある]では「多少ある」、その他の項目では「ない」が最も高くなっています。

《介助者の健康状態》



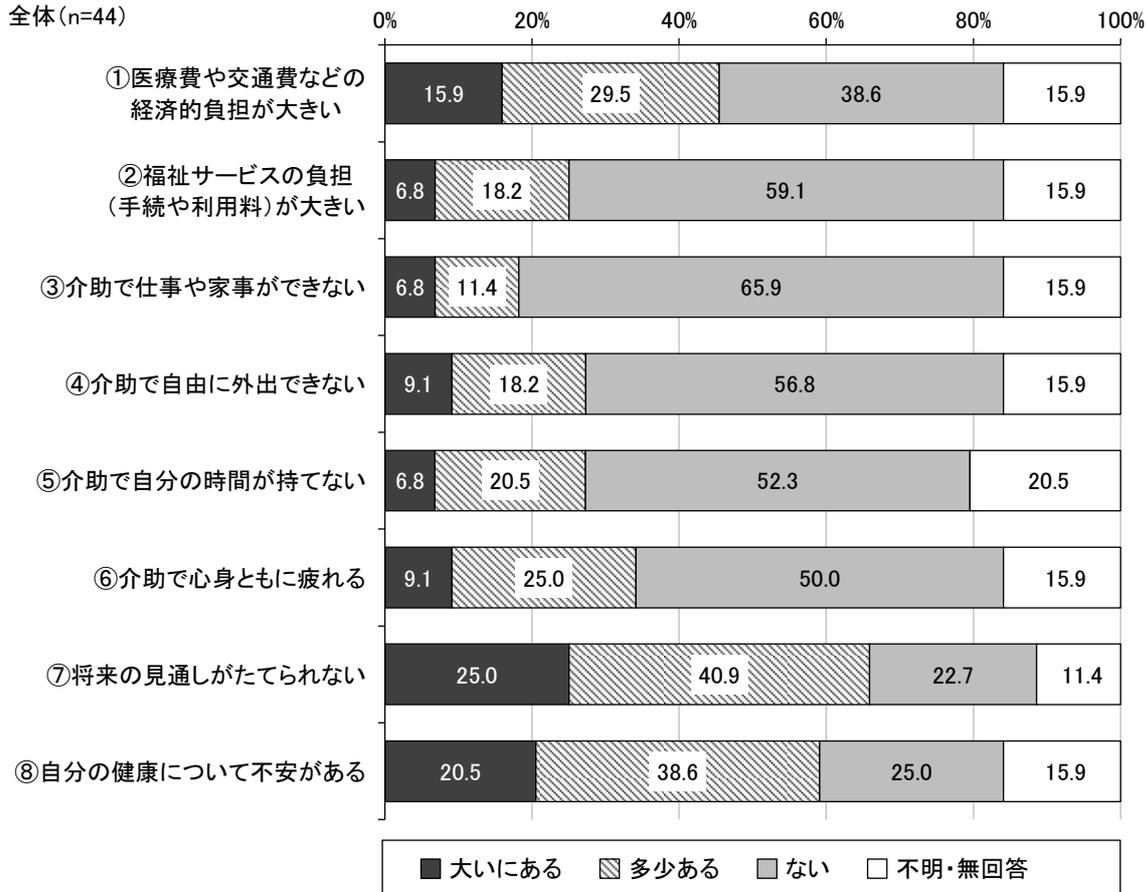
《介助者の年齢》

全体 (n=44)



《介助者の状況》

全体(n=44)

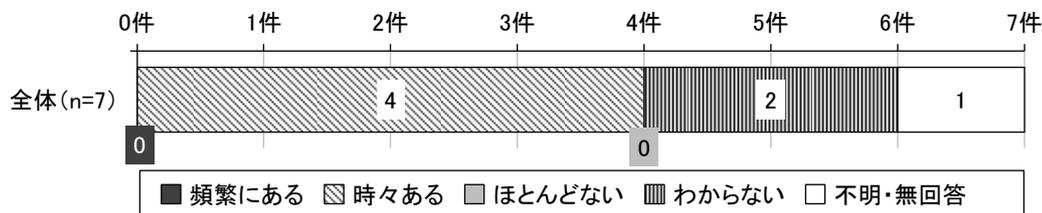


(3) 障がいへの理解について

【障がい児アンケート】

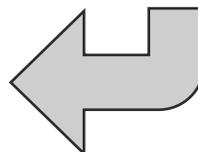
○発達に課題があるために差別や偏見を受けたり、嫌がらせをされたり、仲間はずれにされたと感じることがあるかについてみると、「時々ある」が4件と最も多く、次いで「わからない」が2件となっています。

《差別・偏見を受けたことがありますか》



《差別・偏見を受けた場面》

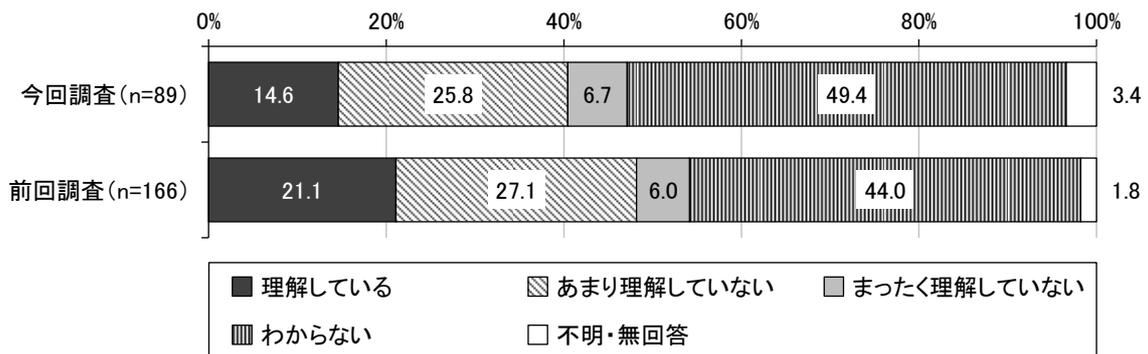
- ・学校などでの人とのつきあい 2件
- ・地域の行事や集まり 2件
- ・お店などでの対応 1件



【障がい者アンケート】

- 地域の人の障がいに対する理解をどのように感じるかについてみると、今回調査では「わからない」が49.4%と最も高く、次いで「あまり理解していない」が25.8%、「理解している」が14.6%となっています。
- 前回調査では「わからない」が44.0%と最も高く、次いで「あまり理解していない」が27.1%、「理解している」が21.1%でした。前回と比較すると障がいに対する理解の感じ方に変わりはありませんが、『理解している』の割合が21.1%から14.6%に減少しています。

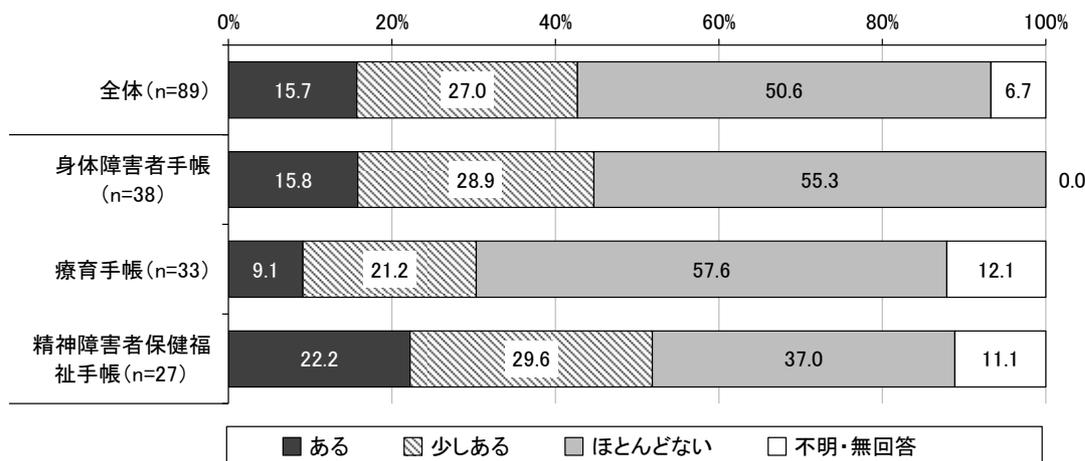
《地域の人の障がいに対する理解》



【障がい者アンケート】

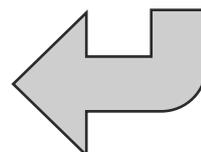
- 差別・偏見を受けた経験についてみると、「ほとんどない」が50.6%と最も高く、次いで「少しある」が27.0%、「ある」が15.7%となっています。
- 手帳別にみると、すべての区分で「ほとんどない」が最も高くなっていますが、精神障害者保健福祉手帳では『ある』『少しある』の回答が半数の50%を超えています。

《差別・偏見を受けたことがありますか》



〈差別・偏見を受けた場面〉※上位3つ抜粋

- ・公共の場での人の視線 42.1%
- ・仕事や収入 28.9%
- ・店などでの対応や態度 28.9%
- ・地域の行事や集まり 15.8%



(4) 教育・療育について

【障がい児アンケート】

- お子さんの現時点での**進路希望について**みると、「学校・大学・専門学校などへ進学してほしい」「まだ考えていない・わからない」が3件と最も多く、次いで「障がい福祉サービス事業所や作業所などで福祉的就労してほしい」が1件となっています。
- お子さんの**通学先に希望することについて**みると、「個々のニーズに応じた支援を行う」が6件と最も多く、次いで「就学や進路相談を積極的に行う」が5件、「先生が障がいへの理解を深める」が3件となっています。
- お子さんの**学校教育終了後の進路の不安について**みると、「一般企業(会社など)に就職することへの不安」が6件と最も多く、次いで「障がい福祉サービス事業所や作業所などを利用できるかどうかの不安」が2件となっています。

《進路の希望》

全体(n=7)

進路希望	件数
学校・大学・専門学校などへ進学してほしい	3件
障がい福祉施設サービス事業所や作業所などで福祉的就労してほしい	1件
まだ考えていない・わからない	3件

《進学先への希望》

全体(n=7)

進学先への希望	件数
個々のニーズに応じた支援を行う	6件
就学や進路相談を積極的に行う	5件
先生が障がいへの理解を深める	3件
施設、設備、教材を充実する	2件
放課後や長期休暇中の一時預かりできる場所を増やす	
障がい児保育・教育の内容を充実する	
保育施設や学校施設のバリアフリー化を推進する	

《学校卒業後の進路への不安》

全体(n=7)

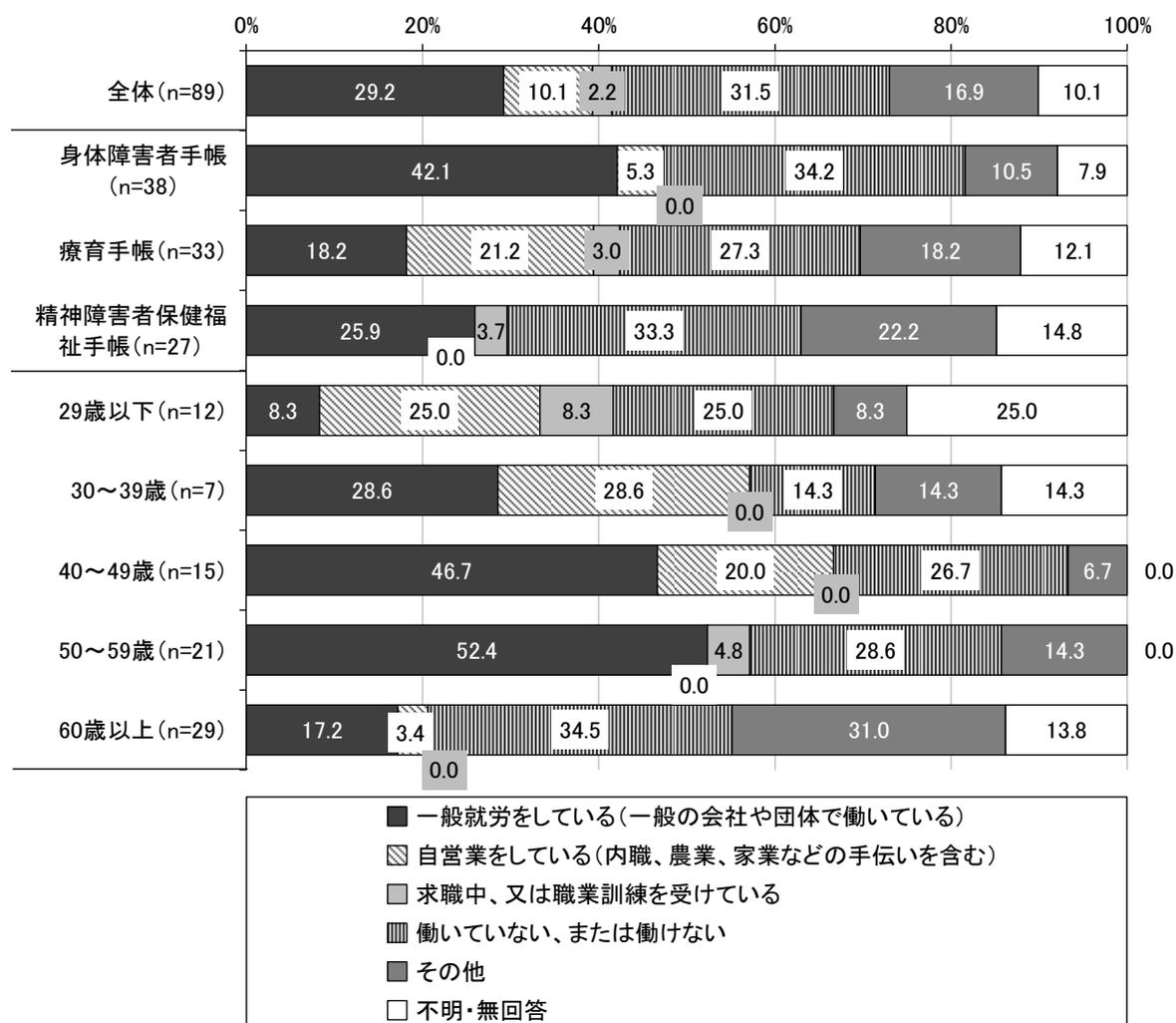
進路への不安	件数
一般企業(会社など)に就職することへの不安	6件
障がい福祉サービス事業所や作業所などを利用できるかどうかの不安	2件
その他	1件

(5) 雇用・就労について

【障がい者アンケート】

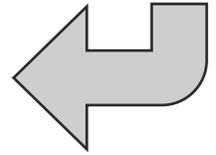
○現在の**就労状況**についてみると、「その他」を除いて「働いていない、または働けない」が31.5%と最も高く、次いで「一般就労をしている(一般の会社や団体で働いている)」が29.2%、「自営業をしている(内職、農家、家業などの手伝いを含む)」が10.1%となっています。

《就労状況》



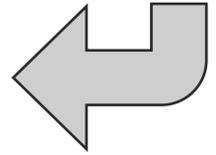
〈働いていない、働けない理由〉※上位3つ抜粋

- ・障がいや病気のため、働くことが難しく、
また行動に制限があるため 57.1%
- ・障がい福祉サービスを利用して生活したいため 10.7%
- ・自分に合った仕事がない、またわからないため 10.7%
- ・仕事をするのが不安なため 10.7%



〈働くとき、働いていたときの困りごとや不安〉※上位3つ抜粋

- ・収入が少ない 37.8%
- ・特に困っていることはない 27.0%
- ・良い体調を維持するのが難しい 18.9%



【障がい者アンケート】

- **今後希望する就業形態について**みると、「今の仕事を続けたい」が 31.5%と最も高く、次いで「将来のことはわからない」が 21.3%、「通所施設や作業所などで働きたい」が 10.1%となっています。
- 手帳別にみると、『精神障害者保健福祉手帳』では「将来のことはわからない」、その他の区分では「今の仕事を続けたい」が最も高くなっています。
- 障がいがあっても働きやすくなるために必要なこととしては、「職場で差別や偏見がないこと」が 38.2%と最も高く、次いで「障がいのある人が就労できる事業所が増えること」が 33.7%となっています。

≪今後希望する就業形態≫

単位：%		今の仕事を続けたい	一般の会社や団体で働きたい	通所施設や作業所などで働きたい	自営業や農業、家業などを手伝いたい	内職など、自宅でできる仕事をしたたい	障がいが高く、働くことはできない	働きたいとは思わない	将来のことはわからない	その他	不明・無回答
全体 (n=89)		31.5	2.2	10.1	1.1	5.6	5.6	5.6	21.3	3.4	13.5
手帳別	身体障害者手帳 (n=38)	39.5	5.3	5.3	2.6	5.3	13.2	5.3	7.9	5.3	10.5
	療育手帳 (n=33)	30.3	0.0	12.1	0.0	6.1	3.0	3.0	24.2	6.1	15.2
	精神障害者保健福祉手帳 (n=27)	22.2	0.0	11.1	0.0	7.4	0.0	7.4	29.6	0.0	22.2

〈障がいがあっても働きやすくなるために必要なこと〉※上位3つ抜粋

- ・職場で差別や偏見がないこと 38.2%
- ・障がいのある人が就労できる事業所が増えること 33.7%
- ・短時間勤務や勤務日数配慮等、障がいに応じた働き方ができること 28.9%

(6) 暮らしについて

【障がい者アンケート】

○**外出する時の移動手段について**みると、「車(本人または家族の運転)」が 60.7%と最も高く、次いで「徒歩」が 46.1%、「タクシー」が 29.2%となっています。

手帳別にみると、『身体障害者手帳』では「車(本人または家族の運転)」、『療育手帳』では「徒歩」「車(本人または家族の運転)」、『精神障害者保健福祉手帳』では「徒歩」が最も高くなっています。

○**外出する際に、町内で困ったり不便に感じることに**ついてみると、「特に困ったり不便に感じることはない」が 42.7%と最も高く、次いで「気軽に移動できる移送手段がない」が 15.7%、「道路、建物の段差やバス等の乗り降りが大変である」「障がい者用の駐車スペース、手すり等、障がいのある人に配慮した設備が不十分である」が 9.0%となっています。

《外出する時の移動手段》

単位:%		徒歩	車いす	自転車・オートバイ	車 (本人または家族の運転)	バス・電車	タクシー	施設等の送迎車	その他	外出しない	不明・無回答
全体(n=89)		46.1	5.6	12.4	60.7	28.1	29.2	20.2	0.0	2.2	1.1
手帳別	身体障害者手帳 (n=38)	39.5	10.5	5.3	71.1	18.4	26.3	23.7	0.0	2.6	0.0
	療育手帳(n=33)	48.5	3.0	12.1	48.5	42.4	33.3	15.2	0.0	0.0	0.0
	精神障害者保健福祉手帳(n=27)	55.6	3.7	29.6	51.9	25.9	37.0	25.9	0.0	3.7	3.7

《外出する時の困り事・不便さ》

単位：%		付き添ってくれる人がいない	障がい者（児）用トイレが少ない	道路、建物の段差やバス等の乗り降りが大変である	気軽に移動できる移送手段がない	障がいのある人に配慮した設備が不十分である	通路上に自転車や看板等の障害物がある	商店や銀行等でコミュニケーションがとりにくい	必要ときに、まわりの人の手助け・配慮が足りない	その他	特に困ったり不便に感じることはない	ほとんど外出しないのでわからない	不明・無回答
全体 (n=89)		2.2	4.5	9.0	15.7	9.0	5.6	7.9	7.9	5.6	42.7	6.7	15.7
手帳別	身体障害者手帳 (n=38)	0.0	7.9	13.2	13.2	15.8	7.9	15.8	10.5	10.5	42.1	2.6	10.5
	療育手帳 (n=33)	0.0	0.0	6.1	18.2	6.1	6.1	0.0	3.0	6.1	39.4	6.1	24.2
	精神障害者保健福祉手帳 (n=27)	7.4	3.7	7.4	22.2	3.7	3.7	3.7	11.1	0.0	44.4	11.1	14.8

《外出する時の困り事・不便さ/その他意見》

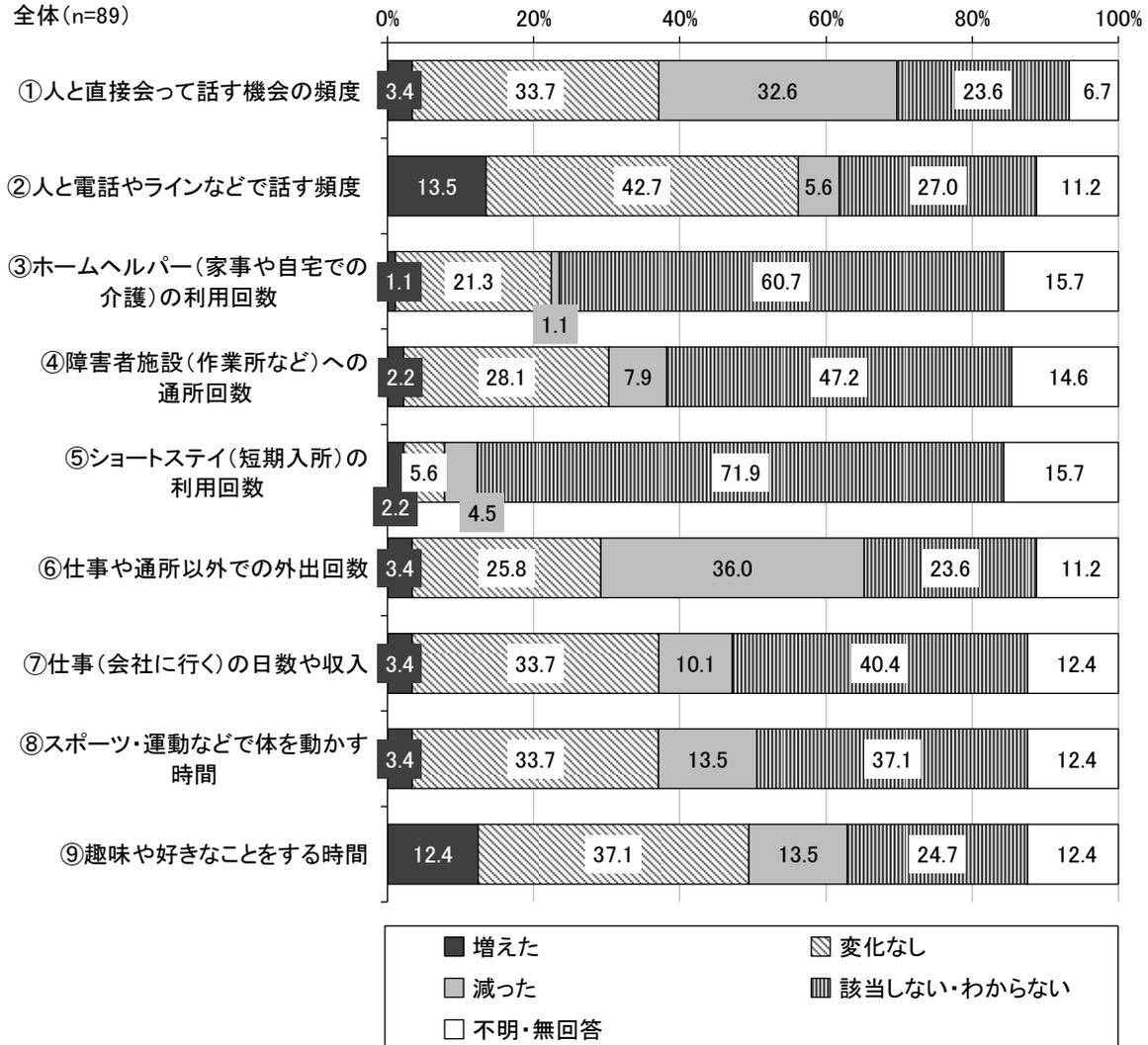
- ・タッチパネル式の操作ができない(見えないため)。
- ・聴覚障がいに対する配慮が少ない(設備など)。
- ・町のバス支援にて、本人はタクシー券を使えるが一緒に乗る介助者は使えないため自己負担となる。

【障がい者アンケート】

○**コロナ禍の暮らしへの影響**についてみると、[①人と直接会って話す機会の頻度][②人と電話やラインなどで話す頻度][⑨趣味や好きなことをする時間]では「変化なし」、[⑥仕事や通所以外での外出回数]では「減った」、その他の項目では「該当しない・わからない」が最も高くなっています。

≪コロナ禍の影響≫

全体(n=89)



(7) 生活支援について

【障がい者アンケート】

- 福祉に関する情報の入手先について**みると、「サービスを受けているところ(施設、作業所、事業所)」が36.0%と最も高く、次いで「役場」が32.6%、「町の広報誌・ホームページ」が30.3%となっています。
- 必要な情報を十分に得られていると感じるかについては、「わからない」が40.4%ともっとも高く、次いで、「あまり十分とは言えない」が38.2%となっています。

全体(n=89)

福祉関係の情報入手先について(上位5項目)	割合(%)
サービスを受けているところ(施設、事業所、作業所)	36.0
役場	32.6
町の広報誌・ホームページ	30.3
テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	24.7
社会福祉協議会	21.3

〈必要な情報を十分に得られていると感じるか〉

- ・わからない 40.4%
- ・あまり十分とはいえない 38.2%
- ・十分得られている 13.5%

【障がい者アンケート】

- 現在利用しているサービスについて**みると、「不明・無回答」を除き「計画相談支援」「いずれのサービスも利用していない」が23.6%と最も高く、次いで「就労継続支援B型(非雇用型)」が19.1%となっています。

※「いずれのサービスも利用しておらず、今後も利用の予定はない」の選択肢を、“現在利用しているサービス”では「いずれのサービスも利用していない」と表記。

全体(n=89)

現在利用しているサービスについて(上位5項目)	割合(%)
計画相談支援	23.6
いずれのサービスも利用していない	
就労継続支援B型(非雇用型)	19.1
生活介護	12.4
居宅介護(ホームヘルプ)	11.2

【障がい者アンケート】

○**今後利用したいサービスについて**みると、「不明・無回答」を除き「今後も利用の予定はない」が23.6%と最も高く、次いで「移動支援」が12.4%、「居宅介護(ホームヘルプ)」が11.2%、「地域定着支援」が10.1%となっています。

全体(n=89)

今後利用したいサービスについて(上位5項目)	割合(%)
今後も利用の予定はない	23.6
移動支援	12.4
居宅介護(ホームヘルプ)	11.2
地域定着支援	10.1
生活介護	9.0
共同生活援助(グループホーム)	

【障がい者アンケート】

○**障がい福祉サービスを利用しやすくするために、今後希望することについて**みると、今回調査では「どのようなサービスや福祉制度があるのか情報が得られやすくなること」が34.8%と最も高く、次いで「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくすること」が23.6%、「障がい者就労施設の工賃が上がること」が19.1%となっています。

○前回調査と比較すると、前回調査では「本人や家族が相談できる場所があること」が22.3%と全体の2番目に高い割合だったのに対して、今回調査では11.2%と低くなっています。

≪今回調査≫

全体(n=89)

今後希望すること(上位5項目)	割合(%)
どのようなサービスや福祉制度があるのか情報を得られやすくなること	34.8
利用についての申請や手続き方法をわかりやすくすること	23.6
障がい者就労施設の工賃が上がること	19.1
自分にとって何が必要なサービスかが判断できるような手助けがあること	14.6
特になし	

≪前回調査≫

全体(n=166)

今後希望すること(上位5項目)	割合(%)
どのようなサービスや福祉制度があるのか情報を得られやすくなること	28.9
本人や家族が相談できる場所があること	22.3
障がいの特性に応じた手助けや配慮が適切に行われること	18.7
利用についての申請や手続き方法をわかりやすくすること	
特になし	

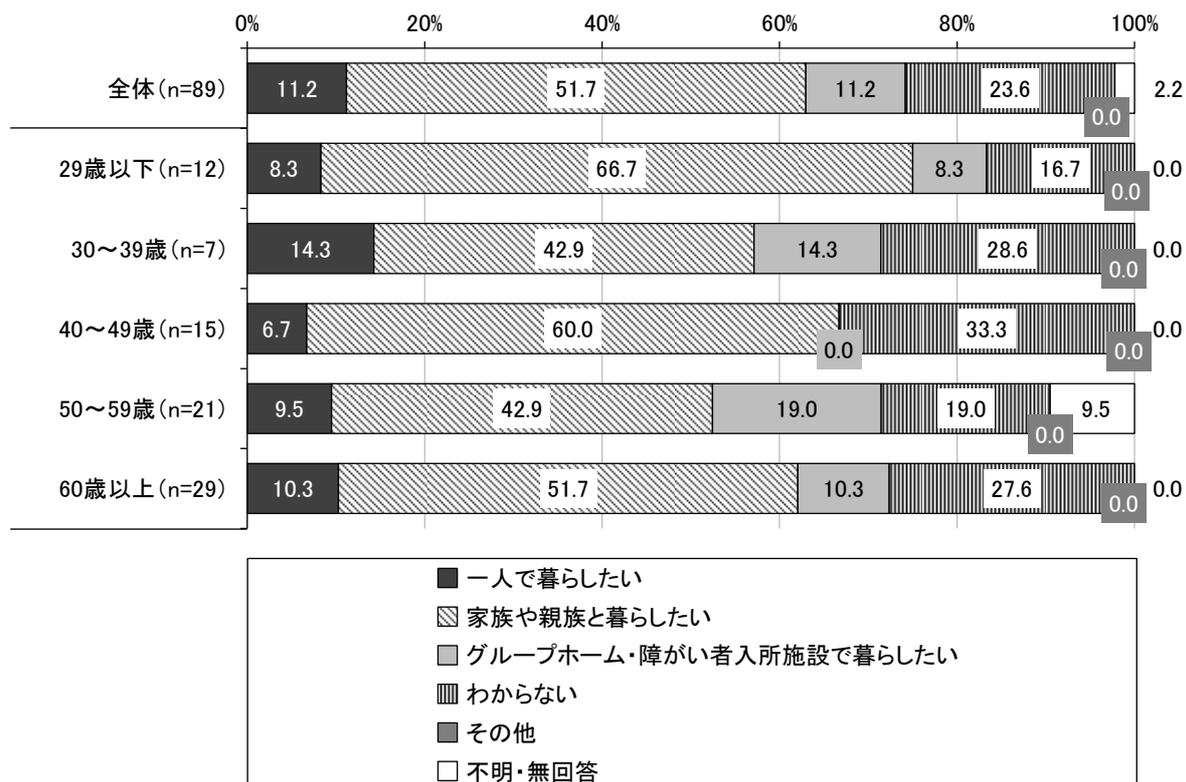
(8) 生活環境について

【障がい者アンケート】

○ **近い将来希望する住まいについて**みると、全体では「家族や親族と暮らしたい」が 51.7%と最も高く、次いで「わからない」が 23.6%、「一人で暮らしたい」「グループホーム・障がい者入所施設で暮らしたい」が 11.2%となっています。

○ 年齢別でみると、すべての区分で「家族や親族と暮らしたい」が最も高くなっています。

《希望の住まい》



【障がい者アンケート】

○現在または将来、不安や心配に感じていることについてみると、全体では「将来の生活のこと」が59.6%と最も高く、次いで「自分の病気や障がいが悪化すること」が50.6%、「収入や生計、財産の管理のこと」が44.9%となっています。

《現在または将来の不安や心配》

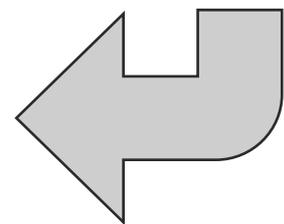
単位：%		自分の病気や障がいが悪化する	将来の生活のこと	仕事がなくなる	収入や生計、財産の管理のこと	親の介護のこと	子どもの養育のこと	介助者がいなくなる	障がい者（児）に対する周囲の理解不足	緊急時における避難など	周囲の人との人間関係	不安や心配に感じることには特	その他	不明・無回答
全体 (n=89)		50.6	59.6	19.1	44.9	18.0	0.0	14.6	13.5	24.7	27.0	6.7	4.5	7.9
手帳別	身体障害者手帳 (n=38)	63.2	52.6	15.8	50.0	15.8	0.0	15.8	13.2	28.9	18.4	2.6	2.6	5.3
	療育手帳 (n=33)	21.2	51.5	9.1	36.4	9.1	0.0	12.1	9.1	18.2	18.2	15.2	6.1	12.1
	精神障害者保健福祉手帳 (n=27)	74.1	74.1	33.3	48.1	29.6	0.0	22.2	18.5	37.0	44.4	3.7	7.4	7.4
年齢別	29歳以下 (n=12)	25.0	58.3	8.3	41.7	8.3	0.0	25.0	25.0	16.7	33.3	16.7	8.3	8.3
	30～39歳 (n=7)	28.6	57.1	28.6	28.6	14.3	0.0	0.0	14.3	14.3	28.6	0.0	14.3	14.3
	40～49歳 (n=15)	33.3	86.7	33.3	40.0	40.0	0.0	13.3	13.3	33.3	20.0	0.0	0.0	0.0
	50～59歳 (n=21)	66.7	66.7	19.0	71.4	19.0	0.0	9.5	23.8	19.0	38.1	4.8	4.8	0.0
	60歳以上 (n=29)	65.5	48.3	13.8	34.5	13.8	0.0	17.2	3.4	31.0	20.7	10.3	3.4	10.3

《不安や心配(手帳別)》※最も多い回答

- ・『身体障害者手帳』
→自分の病気や障がいが悪化すること 63.2%
- ・『療育手帳』
→将来の生活のこと 51.5%
- ・『精神障害者保健福祉手帳』
→自分の病気や障がいが悪化すること 74.1%
→将来の生活のこと 74.1%

《不安や心配(年齢別)》※最も多い回答

- ・『50～59歳』
→収入や生計、財産の管理のこと 71.4%
- ・『60歳以上』
→自分の病気や障がいが悪化すること 65.5%



5. 事業所・団体調査結果からみえる現状

本計画の策定に向けて、町内の関係事業所・団体における課題や取り組みの状況把握のために、アンケート調査を実施しました。

1 調査結果の抜粋

(1) 運営及び活動における課題

【事業所アンケート】

《円滑な事業運営を進めていく上での問題点》(n=5)

・職員の資質向上を図ることが難しい	3件
・職員の確保が難しい	2件
・老朽化への対応やバリアフリー化など施設・設備の改善が難しい	
・労働条件の改善が難しい	
・特に問題を感じることはない	1件
・利用者の確保が難しい	
・事務作業が多い	

【団体アンケート】

《現在の活動の充実を図るための課題》(n=7)

・新規メンバーの加入が少ない	4件
・メンバーに世代などの偏りがある	3件
・活動メンバーの専門性が不足している	2件
・役員のなり手が少ない	
・活動がマンネリ化している	
・その他(会員の高齢化)	1件
・特に困ったことはない	

(2) 町内の不足しているサービスや支援について

【事業所アンケート】

不足していると感じるサービス・支援	理由など
障がい者サービス事業の不足/職員不足	町内に居宅介護事業所が一つしかなく、利用者が事業所を選択できず、サービス提供の限界がある。 また町内に就労継続支援A型事業所、就労支援がない為、就労能力が高くても町内の就労継続支援B型事業所か町外の事業所へ通う必要があることや事業所の選択が限定される。障がいのある方が町内に外出してもマンネリ化しており、事業所以外で気軽に集まり活動できる場所がない。 そして、職員不足(募集しても応募がない)な為、サービス提供に支障を生じている。
短期入所/児童発達支援	町内に対応事業所がない。 近場を望む声もあるが、総数が少ない上、特性に合わせて事業所を選択するとなると、利用者確保が難しいことが予想される。
移動支援	介護者に必要な費用がかかりすぎるため、介護者も交通券の利用ができるとよい。 利用者で足などの状態が悪く長時間の歩行が難しい人がいる。車も持っていないが、バスの便なども少なく、無理して歩いて移動されているように見受けられる。

(3) 相談体制やサービスの提供体制において、今後必要な取り組みについて

【事業所アンケート】

・町ホームページより福祉サービス事業所一覧に飛べるようにしてはどうか。
・令和4年度は新型コロナ禍が長引いた事や販売経路の拡大も実施したが、就労継続支援B型事業所の目標平均工賃月額が売上増に繋がらなかった。令和5年度は多くのイベントや行事の開催を予定している。今後は平成30年度に作成された障害者優先調達推進法に基づく久万高原町の調達推進に関する具体的な取り組みを検討してほしい。
・相談員がもっと地域・家庭に向いて話を聞くべき。例えば不登校の児童など早くに支援へ持っていき、さらに社会へ出る場合などの継続した支援があれば良い。
・支援員の方と一緒に初めて職場に来られる利用者さんについては、事前に話せる範囲で情報をもらえたらいいと感じる時もある。

(4) 障がい者施策で重点的に取り組むべきことについて

【団体アンケート】

取り組み分野	取り組みを進めていくために必要なこと
労働・雇用の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の希望や能力に沿ったよりきめ細かい支援の提供。 ・雇用され就労するが、継続することができないため支援が必要。
教育・学習の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児の支援員を求める声がある。
卒業後の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や支援学校卒業後の就職活動の支援において、相談所も必要であるが、何より企業や事業所の方々の理解・学習をすすめて欲しい。
総合的な相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児から成人後まで障がいを持つ人の相談がワンストップで行われるような場所、人、情報が必要。 ・以前より、相談体制は整ってきていると思うが、相談者が迷わないように総合的に相談できる拠点があれば良いと思う。 ・生涯に渡って切れ目なく一体的に相談が可能な体制が必要。
道路や建物等のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の段差はまだ多く、車イスや歩行困難な方には危険性が高い。
住まいの場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・80歳以上の障がい者の家族の家がないと思われ親なき後の住まいがもっともっと今後必要とされると思う。グループホーム、空家リフォームを今のうち考えるべき。
外出支援	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、益々外出支援が必要な方が増えると思う。内容の変更はもとより、同行支援者の人材確保がとても大切に心配している。
在宅生活を支援する福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある方が利用できる施設が少ないため、在宅生活を余儀なくされるので、福祉サービスの充実が必要。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・関係する機関と連携調整し既存のものに配慮を加え利用できるよう柔軟に支援していくことが必要。 ・療育等支援事業のサテライトなど(週1、月2~3回)。 ・児童クラブに支援員配置。 ・障がい者のことを理解出来てなければ虐待も起こるのではないか。

6. 課題のまとめ

課題1 生活や社会参加への支援強化

障がい者がその意思に基づき、可能な限り地域の中で安心して自立した生活を送るためには、日常生活における支援が不可欠となります。特に、自立した生活を送るためには、本人に適した形で就労ができるようにサポートをしていくことが重要になります。

アンケート調査の結果、障がい者の就労状況については、「働いていない、または働けない」が3割、「一般就労をしている」「自営業をしている」があわせて4割となっており、「働いていない、働けない」と回答した人の理由や働く時の困りごととしては、障がいや病気のためそもそも働くことが困難という理由や、収入が少ないといった困りごとが多くなっていました。

そのため、町内事業所や関係機関と連携し、就労相談から職場定着支援、生活相談まで一貫した支援の拡充に努めるとともに、就労施設等からの物品調達の推進や、工賃の向上を図ることが求められます。

また、山間部に位置する本町においては、移動手段の確保も生活支援として必要不可欠であり、アンケート調査や事業所・団体調査においても、外出時の困りごととして「気軽に移動できる移送手段がない」ことや、今後利用したいサービスの上位に「移動支援」が入っているなど、移動支援へのニーズが高くなっています。

障がいの有無にかかわらず、地域や社会と様々な接点を持ち、喜びや楽しみを共有し、認め合い支え合うことができるよう、障がいのある人の生活支援や社会参加の促進に取り組む必要があります。

課題2 障がいや障がい者に対する更なる理解促進

誰もが安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現には、これまでの「支援する」「支援される」という考え方ではなく、それぞれができることに取り組み、支え合って地域の中で生きがいを持って暮らしていくことが不可欠になります。

近年、障害者差別解消法が改正され、障がいのある人に対する差別の禁止や合理的配慮の提供がより一層求められていますが、アンケート調査の結果、地域の人々の障がいに対する理解は前回調査と比較して「理解している」の割合が減少していることに加え、差別や偏見などを感じた経験がある人は障がい児で5.7割、障がい者で4割となっており、学校や職場、公共の場などにおいて差別・偏見を感じている現状にあります。

本町ではこれまでも障がいへの理解促進に取り組んでいますが、引き続き、障がいへの理解促進や合理的配慮の提供について啓発を行っていく必要があります。

課題3 情報提供や相談体制の強化

障がいや福祉サービス等に関する情報の入手先は年齢や障がい種別によって異なり、手段や媒体によって情報の偏りがないようにすることが重要です。

また令和4年5月に、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)」が成立しました。この法律は、障がいのある人があらゆる分野の活動に参加するための情報の取得や意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的としており、本町においても法律に則り、取り組みを進めていく必要があります。

アンケート調査の結果では、福祉に関する情報の入手先として、サービスを受けている施設や事業所、役場、広報・ホームページなどが多くなっています。一方で、必要な情報を十分に得られていると感じるかについては、「わからない」が4割、「あまり十分とはいえない」が3.8割となっており、現状の情報提供体制では必要な情報が行き届いていないケースも想定されます。

また、障がい福祉サービスを利用するために今後希望することとして、「どのようなサービスや福祉制度があるのか情報を得られやすくする」「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくする」などが上位にあがっていました。

今後は必要な情報を得られる体制づくりと、それらにつなげるための総合的な相談体制の強化に取り組む必要があります。

課題4 将来の生活に向けた不安の解消

障がいのある人が将来にわたって身近な地域で希望する暮らしを続けることができるように、親亡き後まで見据えた生活支援の提供が求められます。

アンケート調査の結果、将来希望する住まいとしては「家族や親せきと暮らしたい」が半数以上の一方で、将来の生活のことに不安を感じている人は6割近くになっています。また、介助者の状況についてみると「将来の見通しがたてられない」「自分の健康について不安がある」といった状況もみられました。

障がいのある人が安心して生活できる場を提供するため、引き続き利用者のニーズや施設の意向を尊重しながら、グループホームを含めた生活基盤の整理や地域生活支援拠点等の機能強化に取り組む必要があります。

また、障がいのある人の高齢化や重度化、親亡き後の障がいのある人の介助等に対する不安解消に向け、成年後見制度の利用促進等、家族への啓発を進めることも重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本的な理念

本町では、第2次久万高原町総合計画の基本構想において、『ひと・里・森がふれあい ともに輝く 元気なまち ～ 地域が手を取りあい まちを次代へ ～』というまちづくりの将来像を掲げ、この将来像に向けて、地域同士・住民同士の連携したまちづくりの下、人口減少・少子高齢化が深刻化する厳しい時代を乗り越える新たな自治体制づくりに取り組んでいます。

本計画では、めざすべき将来像を『だれもがいきいきと輝いて暮らせる“共生のまち”久万高原町』として安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現をめざしています。

近年、障がいのある人は日常生活における様々な課題や悩みを複合的に抱えるようになっており、きめ細やかな配慮が求められています。また、社会のあらゆる場面で、差別の解消に向けた社会的障壁を取り除いていくことが重要となっています。すべての住民がかけがえのない個人として尊重され、いきいきと輝いて暮らせる『共生のまち』の実現に向けて、3つの基本理念(①この計画はみんなで進めます、②支援制度・サービスの充実に努めます、③「みんなが大切にされる社会」の実現をめざします)の下、各種施策や取り組みを進めていきます。

めざすべき

将 来 像

だれもがいきいきと輝いて暮らせる
“共生のまち” 久万高原町

基 本 理 念

- この計画はみんなで進めます
- 支援制度・サービスの充実に努めます
- 「みんなが大切にされる社会」の実現をめざします

第4章 障がい福祉サービスの推進(障がい福祉計画)

1. 第6期計画における成果目標の進捗状況

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和元年度末の施設入所者数を基準として、令和5年度末までの地域生活移行者数を2人、令和5年度末時点の施設入所者数を22人(令和元年度末から1人削減)と設定していました。

令和5年度の見込みでは、計画期間における地域生活移行者は0人、令和5年度末時点の施設入所者は19人(令和元年度末から4人削減)となっています。

項目	目標	実績		
	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活移行者	2人	0人	0人 (累計0人)	0人 (累計0人)
施設入所者の削減	施設入所者数 22人 削減数 1人	施設入所者数 21人 (令和元年度末 から2人削減)	施設入所者数 20人 (令和元年度末 から3人削減)	施設入所者数 19人 (令和元年度末 から4人削減)

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神保健社会復帰推進連絡会を協議の場として活用し、精神障がい者に対する地域包括ケアシステムの構築に向けた課題の把握・共有や対策の検討などを行っています。

①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

項目	目標			実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	6回	6回	6回	6回	6回	6回

②保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

項目	目標			実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健	4人	4人	4人	3人	3人	3人
医療(精神科)	3人	3人	3人	3人	3人	3人
医療(以外)	2人	2人	2人	2人	1人	1人
介護	2人	2人	2人	2人	2人	2人
当事者	1人	1人	1人	1人	1人	1人
家族	1人	1人	1人	1人	1人	1人
その他	3人	3人	3人	3人	4人	4人

③保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

項目	目標			実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標設定	1回	1回	1回	0回	1回	1回
評価	1回	1回	1回	0回	1回	1回

3 地域生活支援拠点等の整備

令和2年度より、地域において機能を分担して担う面的整備型で設置しており、地域生活支援拠点等の機能等の強化を図っています。

目標	実績
障害者地域総合支援協議会を中心に年1回運用状況を検証・検討し、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。	令和2年度に面的整備として設置が完了しています。地域生活支援拠点等の機能強化のため、障害者地域総合支援協議会及び専門部会において広報活動等を検討し、緊急時の相談や将来への不安の解消に向けた仕組みとして、今後住民に分かりやすく周知することで機能強化を図ります。

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人を3人、(うち就労移行支援事業の利用者を1人、就労継続支援A型、就労継続支援B型の利用者を1人)、また、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者を2人と設定していました。

令和5年度の一般就労移行者は2人、就労定着支援利用者数は0人となっています。

項目	目標	実績		
	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般就労移行者数	3人	0人	2人	2人
	就労移行支援事業 1人	0人	0人	0人
	就労継続支援A型 1人	0人	0人	0人
	就労継続支援B型 1人	0人	2人	2人
一般就労に移行する者のうち 就労定着支援利用者数	2人	対象者なし	0人	0人
	66%			
就労定着率8割以上の 事業所数	—	町内に就労定着支援事業所がないため、 目標値の設定はしていません。		

2. 第7期計画における成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針(令和8年度末)の目標
○地域移行者数:地域生活に移行する人について、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が移行することを基本とする
○施設入所者数:令和8年度末時点の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする

※施設入所者…「障がい者支援施設」に入所されている方をいいます。

■本町の目標設定

項目	目標	考え方
【基準値】施設入所者数	20人	令和4年度末時点の施設入所者数
【目標値】 地域生活への移行者数	1人 ----- 5.0%	令和8年度末までに地域生活に移行する人の目標値
【目標値】 施設入所者の削減数	1人 ----- 5.0%	令和8年度末までの施設入所者の削減数の目標値

■目標達成に向けた町の方向性

施設入所者の地域生活への移行にあたっては、福祉施設において、必要な意思決定支援が行われ、移行等に関し、本人の意思が確認されていることが重要です。また、現在施設入所を利用中の方の状況を見ると、障害支援区分も高く、地域での生活が困難な状況な方も多いため、そうしたニーズに対応できるよう、適切なサービスの確保をしていくことが求められます。

そのため、施設利用者数の減少については、本人や家族の状況及び支援のニーズを踏まえて無理のない取り組みを進めると同時に、地域生活への移行や継続に必要な支援の充実を図ることで、目標の達成をめざします。

また、地域移行の受け皿となるグループホームについては、障害者相談支援センター、相談支援事業所や保健センター等とも協力し、町内の障がいのある人の入所ニーズを把握し、計画的な増設・増床を進めていきます。



策定委員会での意見

- 町内のグループホームは満床となっているため、新たに入所希望があっても受入れが難しい。
- グループホームの増設・増床を進めるためには、運営スタッフの確保も課題となる。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針(令和8年度末)の目標
○精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数:325.3 日以上
○精神病床における1年以上入院患者数
○精神病床における早期退院率:3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上

■本町の活動指標

①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

項目	見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数(年間)	6回	6回	6回

②保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

項目	見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健	3人	3人	3人
医療(精神科)	3人	3人	3人
医療(以外)	1人	1人	1人
介護	2人	2人	2人
当事者	1人	1人	1人
家族	1人	1人	1人
その他	4人	4人	4人

③保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

項目	見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標設定	1回	1回	1回
評価	1回	1回	1回

■目標達成に向けた町の方向性

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、精神保健社会復帰推進連絡会を協議の場として活用し、精神障がいのある人に対する生活支援の検討や医療・保健・福祉等関係機関の連携強化・情報共有を図ります。

3 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針(令和8年度末)の目標
○各市町村又は圏域において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う
○強度行動障がいをもつ者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める

■本町の目標設定

項目	目標	考え方
地域生活支援拠点等の整備	整備済み	令和2年度に整備済み
地域生活支援拠点等の運営状況の点検	実施・継続	—
強度行動障がいをもつ者への支援体制の整備	整備	令和8年度末までに整備を進めます

■本町の活動指標

項目	見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
コーディネーターの配置人数	-	-	1人
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	2回	2回	2回
強度行動障がいをもつ者への障がい者の状況や支援ニーズの把握	-	-	1回
強度行動障がいをもつ者に関し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備状況	-	-	1箇所

■目標達成に向けた町の方向性

相談支援専門員による相談支援機能の充実により、緊急時や将来への不安の相談を受ける体制は機能しているため、短期入所や通所事業所等の体験的な利用等、地域生活支援拠点等の機能充実と仕組みについて分かりやすい周知啓発を図り、親亡き後も安心して生活できる環境づくりに努めます。

また、現在対象者はいませんが、強度行動障がいをもつ者への障がい者の状況や支援ニーズの把握については、相談支援事業所や関係機関等との情報共有や連携を図り、必要な把握に努めます。

4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針(令和8年度末)の目標
① 一般就労への移行者数:令和3年度実績の1.28倍以上
② ①のうち、就労移行支援事業による一般就労への移行者数:令和3年度実績の1.31倍以上
③ ①のうち、就労継続支援A型事業による一般就労への移行者数:令和3年度実績の1.29倍以上
④ ①のうち、就労継続支援B型事業による一般就労への移行者数:令和3年度実績の1.28倍以上
○就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上
○就労定着支援事業の利用者数:令和3年度末実績の1.41倍以上
○就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上

■本町の目標設定

項目	目標	考え方
【基準値】令和3年度の一般就労への移行者数	0人	—
【目標値】令和8年度中の一般就労移行者数	3人	令和3年度実績の1.28倍以上
	就労移行支援事業1人	—
	就労継続支援A型1人	
就労継続支援B型1人		
【目標値】就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業の割合	—	町内に事業所がないため設定していません
【目標値】令和8年度の就労定着支援利用者数	1人	—
【目標値】就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	—	町内に事業所がないため設定していません



策定委員会での意見

- 町内でも人手が足りない事業所もあり、その担い手として障がいのある人が活躍できれば、ノーマライゼーション社会の実現にもなる。
- 一般就労への移行に向けて、本人の状況に応じた柔軟な働き方に対応できる就労体験の機会があれば良いのでは。その機会をつくるための支援が必要。

■目標達成に向けた町の方向性

町内には就労継続支援B型事業所から町内の企業へ一般就労をしている人や町外の就労継続支援A型事業所を利用している人もいます。

今後も、可能な限り利用しやすい地域で就労移行支援等を利用できるよう、引き続き事業所の確保に取り組むとともに、近隣自治体と連携して整備に取り組めます。

また、障がいのある人の就労の場の拡充に向けて、農業を含め、町内にある作業ニーズと障がいのある人の労働力がマッチできるよう、農福連携の仕組みを活用し、農業や町内の民間事業所へ向けた障がい者雇用制度の周知・啓発を行います。また、町内事業所で働く障がい者や支援者も含めて、働く障がい者、支える支援者の魅力を発信する取り組みを行います。



策定委員会での意見

- 就労については、安定した生活の基盤や生きがいにもつながる重要なところなので、就労の希望が実現できる支援が充実してほしい。
- 障がいのある子どもが大きくなった時にも、町内に働く場があればいい。
- 近年では、インターネットの普及等により、あらゆる場面でデジタル化が進むなど、生活環境も変わってきている。例えば、タブレットの活用は障がいのある人でも十分に可能だと思う。社会情勢や時代の変化に応じた支援のあり方を考える必要がある。

5 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針(令和8年度末)の目標

- 各市町村において、令和8年度末までに基幹相談支援センターを設置する
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う

■本町の目標設定

項目	目標	考え方
基幹相談支援センターの設置	設置済み	平成 25 年度に設置済み
主任相談支援専門員の配置	配置	基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所において地域の相談支援従事者の育成や支援者支援等を担う人材である主任相談支援専門員を計画的に確保する
協議会の設置	設置済み	障害者地域総合支援協議会を設置済み。年2回全体会及び各専門部会を定期開催し、地域課題の整理や課題解決へ向けた検討を実施する
地域のサービス基盤の開発・改善	実施	協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善を実施する

■本町の活動指標

項目	見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	6件	6件	6件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	6件	6件	6件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	6回	6回	6回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	6回	6回	6回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込み	—	—	1人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	6回	6回	6回
参加事業者・機関数	3機関	3機関	3機関
協議会の専門部会の設置数	4部会	4部会	4部会
協議会の専門部会の実施回数	18回	18回	18回

■目標達成に向けた町の方向性

本町においてはすでに、基幹相談支援センターを設置済みであり、基幹相談支援センターを中心に相談支援専門員間の連携強化に向けた相談員の連絡会を定期開催しています。今後も、相談員間の情報交換や事例検討等を通じて相談支援の資質向上を図り、引き続き、久万高原町障害者地域総合支援協議会等と連携しながら相談支援の充実・強化を図っていきます。

また、相談や支援が必要な人がより相談しやすくなるよう、分かりやすい相談窓口の案内やインターネットを活用した相談の受付等により、誰でも相談しやすい環境づくりに努めます。



策定委員会での意見

○サービス利用につながっている人の支援体制はあるが、一方で外に出て来られないひきこもりの方への支援は難しい現状がある。そのように苦しんでいる人に焦点をあてて支援していくことを忘れないようにしてほしい。

6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の基本指針(令和8年度末)の目標

○各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築する

■本町の活動指標

項目	見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制の有無	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	1回	1回	1回

■目標達成に向けた町の方向性

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うため、障がい福祉サービス等に係る研修の機会や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の機会を通じて、障がい福祉サービスの質の向上に取り組めます。

7 発達障がい者等に対する支援

国の基本指針においては、発達障がいのある人を早期に発見し、対応するために、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障がいのある人及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要であるとされています。

■本町の活動指標

項目	見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)	0人	1人	1人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数(支援者)	0人	1人	1人
ペアレントメンターの人数	3人	4人	5人
ピアサポートの活動への参加人数	1人	1人	1人

■目標達成に向けた町の方向性

令和5年度より発達障がい児及び家族等支援事業を実施しています。先輩保護者であるペアレントメンターによる相談会を開催し、保護者への交流機会や子育て相談の機会を提供しています。また、外部機関主催によるペアレントメンター養成講座により、令和5年時点で3人のペアレントメンターを養成しています。今後も身近な支援者として地域での活動を支援していきます。

また、本町では障害者相談支援センターと保健センターにて相談受付を行っています。教育委員会の巡回療育相談心理士等とも日常的に連携し、協力体制のもと支援の充実を図っており、今後も障がいの有無を問わず相談対応の充実を図ります。



策定委員会での意見

- 様々な理由で子どもの不登校が増えており、その背景に発達障がいに関係しているケースもある。そこに対応できる体制や支援人材の確保が必要。
- 障がいの有無にかかわらず、満足度の高い子育て支援の提供が必要。

3. 障がい福祉サービスの概要

1 訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事等の介助をします。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動の補助をします。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動上に困難があり、常に介護が必要な人に、行動する際に必要な介助や外出時の移動の補助等を行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)や外出支援等を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護の必要性が高く、意思疎通が困難な人に対し、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

2 日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体に障がいがあり、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能の向上のために必要な訓練をします。
自立訓練 (生活訓練)	知的または精神に障がいがあり、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練をします。
就労選択支援	障がいのある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援(就労アセスメント)を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある人の就労を支援します。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。

就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人に、相談を通じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援をします。
療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
短期入所	家で介護を行う人が病気等の場合、短期間、施設へ入所できます。

3 居住系サービス

サービス名	内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人で一人暮らしを希望する人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
宿泊型自立訓練	知的または精神に障がいがあり、地域移行に向けて一定期間、夜間の居住の場を提供して訓練終了後の地域における生活能力等の維持・向上のための必要な訓練をします。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居の相談や日常生活上の援助をします。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護等をします。

4 相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	サービスの利用者のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整を行うことが困難であり、計画的なプログラムに基づく自立支援を必要とする場合、利用する障がい福祉サービスの種類・内容などの事項を定めたサービス利用計画の作成を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している人や、精神科病院に入院している人が、地域での生活に移行するために、住宅の確保やその他相談や支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人が、地域で生活をしていく中で不安やトラブルが生じた時のために、常時の連絡体制を取り緊急時等の支援を行います。

5 地域生活支援事業（必須事業・任意事業）

＜① 理解促進研修・啓発事業＞

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人等が日常・社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるための研修・啓発を行います。

＜② 自発的活動支援事業＞

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民等が地域で行う自発的な活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等)について支援を行います。

＜③ 相談支援事業＞

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
障害者相談支援センター(基幹相談支援センター)	障がいのある人の相談を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を配置することや、地域における相談支援事業者などに対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組みなどを実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。
障害者地域総合支援協議会(自立支援協議会)	地域における障がいのある人を支える関係機関のネットワークの構築、必要とされる社会資源の開発・改善に向けた支援策の検討、地域の障がい福祉に係るシステムづくり等に関し、中核的な役割を担います。
住居入居等支援事業	賃貸契約による一般住居への入居にあたって、保証人がいないなどの理由によって入居が困難で支援が必要な障がいのある人へ、入居に必要な調整などに関する支援や、家主への相談・助言を行います。

＜④ 成年後見制度利用支援事業＞

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	障がいがあり判断能力が不十分な人が、障がい福祉サービスの利用契約や財産の保護を適切に行うために、成年後見制度を利用する際、申立て支援、後見人などの報酬等の経費の一部について補助します。

《⑤ 意思疎通支援事業》

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	手話や要約筆記を必要とする聴覚障がい者を対象に、手話通訳者や要約筆記者を派遣することで、意思の疎通と社会参加を支援する事業です。

《⑥ 日常生活用具給付等事業》

サービス名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッドなど
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置など
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、音声式体温計など
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置など
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつなど
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴う費用の一部を助成します。

《⑦ 手話奉仕員養成研修事業》

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者などとのコミュニケーションを支援する手話奉仕員や要約筆記者奉仕員を養成するための研修を定期的実施することで、障がいのある人の社会参加と交流を促進します。

《⑧ 移動支援事業》

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動に伴う心身障がい者(児)に対して、地域での自立した生活や社会参加を促すために、外出に必要な支援を行います。

《⑨ 人工透析患者送迎サービス事業【町独自事業】》

サービス名	内容
人工透析患者送迎サービス事業	本町在住の人工透析治療を受けられている方に対して、自宅と医療機関との間の送迎を行います。

《⑩ 人工透析患者通院交通費助成事業【町独自事業】》

サービス名	内容
人工透析患者通院交通費助成事業	本町在住の人工透析治療を受けられている方に対して、自宅等と医療機関の往復に要する費用の一部を助成します。

《⑪ 訪問入浴サービス事業》

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	自宅での入浴が困難な障がいのある人に対して、特殊な入浴装置等の持ち込みにより、自宅で入浴サービスを提供し身体の清潔や心身機能の維持を促します。

《⑫ 日中一時支援事業》

サービス名	内容
日中一時支援事業	障がいのある人を日常的に介護している保護者や家族の一時的休息等を目的にし、障がいのある人に活動の場を提供し、日中の見守りを行います。
重度身体障害者 日中一時支援事業	在宅で重度の身体障がいのある人に対し、日中における活動の場を提供することで、日常的に介護している家族の負担軽減を図ります。

《⑬ 地域活動支援センター事業》

サービス名	内容
地域活動支援センター事業	障がいのある人に対し、創作的活動または生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等を図ります。

《⑭ 自動車免許取得・改造助成事業》

サービス名	内容
自動車免許取得助成事業	障がいのある人が就労等のために第1種普通自動車免許を取得する場合、免許取得に要する費用の一部を助成します。
自動車改造助成事業	身体に障がいのある人が就労等のために自動車を改造する必要がある場合、改造に要する費用の一部を助成します。

《⑮ 更生訓練費給付事業》

サービス名	内容
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人に対して、更生訓練費を支給し社会復帰の促進を図ります。

《⑯ 障害者虐待防止対策支援事業》

サービス名	内容
障害者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図ります。

4. 障がい福祉サービスの見込み量

1 訪問系サービス

《居宅介護》

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	実績	205	149	146	/	/	/
	計画値	216	224	233	149	157	165
人/月	実績	20	17	17	/	/	/
	計画値	26	27	28	17	18	19

《重度訪問介護》

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	実績	0	26	0	/	/	/
	計画値	0	0	0	0	0	0
人/月	実績	0	1	0	/	/	/
	計画値	0	0	0	0	0	0

《行動援護》

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	実績	0	0	0	/	/	/
	計画値	0	0	0	0	0	0
人/月	実績	0	0	0	/	/	/
	計画値	0	0	0	0	0	0

《同行援護》

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	実績	122	118	145	/	/	/
	計画値	149	149	149	155	155	155
人/月	実績	3	3	3	/	/	/
	計画値	4	4	4	4	4	4

《重度障害者等包括支援》

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	実績	0	0	0			
	計画値	0	0	0	0	0	0
人/月	実績	0	0	0			
	計画値	0	0	0	0	0	0

■第6期計画の状況

訪問系サービスでは、「居宅介護」「同行援護」において、毎年度継続的な利用実績があり、概ね横ばいで推移しています。

■見込み量確保のための方策及び今後の方向

町内に提供事業所のないサービスを含め、事業者の新規参入を促進するための情報提供や近隣市町の事業所に対してサービス提供拡大の要請等の働きかけを行います。

サービス提供事業所においてはヘルパー等の支援者不足が課題となっています。障がいに対する正しい理解や障がい福祉サービス事業所で働く支援者の仕事の魅力発信、理解や普及啓発に向けた地域での研修会や講演会等を計画し、広く障がい福祉への興味を持ってもらう取り組みを行っていくことで、福祉人材の確保や人材育成等への支援につなげます。

地域生活支援拠点等の機能強化に向け、関係機関のネットワークの充実や制度の周知等に取り組み、緊急時にも安心して地域生活を継続できる支援体制を構築します。



策定委員会での意見

- 町内の高齢化・人口減少も進んでおり、若い支援者が少ない。町の活力を維持するための方策が必要。
- 障がいのある人も支援を受けるだけの受け身ではなく、福祉の担い手として活動できるのではないか。
- 障がいのある人への支援においては、可能性を提供することが重要である。「障がいがあるから無理だろう」という決めつけるのではなく、「どうすれば実現できるか」の視点で、様々な可能性を探っていくことが大切。

2 日中活動系サービス

《生活介護》

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	実績	648	645	612	/	/	/
	計画値	737	759	780	648	648	648
人/月	実績	33	33	31	/	/	/
	計画値	34	35	36	33	33	33

《自立訓練(機能訓練)》

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	実績	0	0	0	/	/	/
	計画値	22	22	22	20	20	20
人/月	実績	0	0	0	/	/	/
	計画値	1	1	1	1	1	1

《自立訓練(生活訓練)》

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	実績	0	0	0	/	/	/
	計画値	22	22	22	20	20	20
人/月	実績	0	0	0	/	/	/
	計画値	1	1	1	1	1	1

《就労選択支援》

単位		第7期計画(見込み)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	実績	/	/	/
	計画値	/	1	1

※令和7年10月より開始予定

《就労移行支援》

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	実績	9	2	0	/	/	/
	計画値	22	22	22	20	20	20
人/月	実績	1	1	0	/	/	/
	計画値	1	1	1	1	1	1

《就労継続支援(A型)》

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	実績	110	138	187	/	/	/
	計画値	130	148	166	187	207	227
人/月	実績	6	7	9	/	/	/
	計画値	7	8	9	9	10	11

《就労継続支援(B型)》

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	実績	781	796	838	/	/	/
	計画値	845	860	875	840	845	860
人/月	実績	50	52	54	/	/	/
	計画値	55	56	57	54	55	56

《就労定着支援》

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	実績	0	0	0	/	/	/
	計画値	1	2	2	1	1	1

《療養介護》

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	実績	2	1	1	/	/	/
	計画値	2	2	2	1	1	1

≪短期入所(福祉型)≫

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	実績	31	55	62			
	計画値	43	48	53	62	69	76
人/月	実績	7	9	9			
	計画値	8	9	10	9	10	11

≪短期入所(医療型)≫

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	実績	0	0	0			
	計画値	0	0	0	0	0	0
人/月	実績	0	0	0			
	計画値	0	0	0	0	0	0

■第6期計画の状況

「生活介護」「療養介護」において、毎年度継続的な利用実績があり、概ね横ばいで推移しています。

「就労継続支援(A型)」「就労継続支援(B型)」「短期入所(福祉型)」においては、利用実績が増加傾向にあります。

■見込み量確保のための方策及び今後の方向

日中活動の場を提供する各種サービスにおいて、サービス利用促進に向けた事業所との情報共有及び移動に関する支援等の必要な環境整備を進めます。

就労継続支援については、優先調達推進法に基づき、庁内各部局への町内事業所の周知・啓発を継続し、町内の民間事業者への障がい者雇用制度や就労継続支援事業所の作業紹介等を実施するなど、障がい者就労・雇用への意識啓発に努めるとともに、就労継続支援事業所の受注機会の増大を図ります。

また、就労支援サービスとして今後新設される予定の就労選択支援についても、必要とする人がサービスを利用できるよう、情報提供していきます。

短期入所は、介助者の疾病等の理由のほか、緊急の利用、介助者のレスパイトとしての利用等、多様な短期入所への対応が可能となるよう、体制の確保に努めます。



策定委員会での意見

○町内に就労継続支援A型の事業所がないため、町外の事業所を利用するととなると移動の負担もあり、本人に能力があっても利用につながらないケースもある。

3 居住系サービス

《自立生活援助》

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	実績	0	0	0			
	計画値	1	1	1	0	0	0

《共同生活援助(グループホーム)》

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	実績	29	32	33			
	計画値	28	33	33	33	34	35

《施設入所支援》

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	実績	21	20	19			
	計画値	23	23	22	19	19	18

※宿泊型自立訓練の見込み量は、日中活動系サービスの自立訓練(生活訓練)に計上されています。

■第6期計画の状況

「共同生活援助(グループホーム)」において、利用実績は増加しています。

「施設入所支援」は令和3年度以降、減少しています。

■見込み量確保のための方策及び今後の方向

共同生活援助(グループホーム)については、入所施設からの地域移行を進めるため、相談支援専門員や関係事業所等と連携し利用希望者の把握に努めるとともに、町内の関連事業所や法人との協議・検討を行い、増設・増床に対する国・県の整備補助や町独自の補助に関する情報提供等、定員数の増加に向け取り組みます。また、サービス提供事業所の人材不足・担い手不足も課題となっています。福祉人材の育成のために障がいの理解の普及啓発とともに、広報やホームページ等を活用した障がい福祉の職場の魅力発信や、障がい福祉関連の研修情報の周知など、障がい福祉への興味関心を高められるよう支援に努めます。

施設入所支援については、障がいのある人の高齢化が進む中、親亡き後や見守りが必要な人が増えることが考えられ、サービス提供事業所や相談支援事業所と連携の上、情報把握に努め利用者の特性や状況に合わせた支援の充実を図ります。



策定委員会での意見

○親亡き後を心配する人の声は以前からある。そのニーズや実態把握もしてもらいたい。

4 相談支援

《計画相談支援》

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	実績	33	32	30			
	計画値	36	37	38	33	34	35

※計画の作成・モニタリングの実績の月平均値を示しています。

《地域移行支援》

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	実績	0	0	0			
	計画値	2	2	2	1	1	1

《地域定着支援》

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	実績	0	0	0			
	計画値	1	1	1	1	1	1

■第6期計画の状況

「計画相談支援」の利用実績はやや減少傾向にあります。

「地域移行支援」「地域定着支援」は計画期間中の利用実績はありませんでした。

■見込み量確保のための方策及び今後の方向

計画相談支援については、人材確保や相談員のスキルアップに向けて、事業所への積極的な情報提供や研修会の実施等の必要な支援を行うとともに、障がいに関する総合的な相談業務を実施し、障がい者やその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切なサービスにつなげるなど、関係機関との連携を行います。

地域移行支援、地域定着支援については、施設入所者の地域移行に際し、必要なサービスが円滑に提供できるよう、適切な支援を図ります。

5. 地域生活支援事業の見込み量

1 必須事業・任意事業

① 理解促進研修・啓発事業

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	実績	無	無	無			
	計画値	有	有	有	有	有	有

■第6期計画の状況

令和3年度以降の実施を見込んでいましたが、計画期間内における実施に至っていません。

■見込み量確保のための方策及び今後の方向

広報誌やホームページなどへ障がい理解を進める啓発記事等の掲載や講演会を開催します。また、障がいのある人と障がいのない人が相互に交流できる教室やイベント等を開催します。

② 自発的活動支援事業

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	実績	有	有	有			
	計画値	有	有	有	有	有	有

■第6期計画の状況

毎年度実施、継続しています。

■見込み量確保のための方策及び今後の方向

ピアサポーター(障がい当事者)による相談支援活動を推進し、障がいのある人に寄り添った相談が行える体制を今後も継続実施していけるよう、ピアサポーターの養成やピアサポーターのスキルアップが図れるよう事業の充実を図ります。

≪③ 相談支援事業≫

:障害者相談支援事業

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所	実績	2	2	2	/	/	/
	計画値	3	3	3	3	3	3

:障害者相談支援センター(基幹相談支援センター)

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置の有無	実績	有	有	有	/	/	/
	計画値	有	有	有	有	有	有

:障害者地域総合支援協議会(自立支援協議会)

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置の有無	実績	有	有	有	/	/	/
	計画値	有	有	有	有	有	有

■第6期計画の状況

相談支援事業については、概ね計画通りの実施状況です。

■見込み量確保のための方策及び今後の方向

障がい者やその家族が気軽に相談できる先として相談支援事業所や基幹相談支援センターを認知してもらうために、ホームページへの掲載等、住民へ向けた情報発信、関係機関への周知啓発を継続していきます。

相談支援従事者の質の向上を図るため、研修等に関する情報提供により参加を促進するとともに、相談支援事業所に対する専門的な指導・助言や人材育成への支援、相談員間の連絡会を定期開催し、相談機関との連携強化に向けて取り組みます。

基幹相談支援センター等機能強化事業及び住居入居等支援事業については、第6期計画の実績及び第7期計画の見込みはありませんが、現在の相談支援体制の強化を図ることで、地域生活への移行や定着に向けた必要な支援を行います。

≪④ 成年後見制度利用支援事業≫

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (件/年)	実績 (申立件数)	1	0	1	/	/	/
	実績 (助成件数)	1	1	1	/	/	/
	計画値 (申立件数)	1	1	1	1	1	1

■第6期計画の状況

市町村長申立は令和3年度に1件、令和5年度に1件の申立実績があり、成年後見人等への費用助成は令和3年度から令和5年度に1件ずつの実績がありました。

■見込み量確保のための方策及び今後の方向

後見人に対する費用助成は今後も継続して見込みます。新規の申立の方など必要な人が助成制度を利用できるよう、相談支援専門員との情報共有によって対象者の把握に努め、制度の利用が必要な人への普及を図ります。またホームページや広報誌等を活用し、成年後見制度利用促進に関する普及・啓発を行います。

≪⑤ 意思疎通支援事業≫

:手話通訳者・要約筆記者派遣事業

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/年)	実績	0	0	0	/	/	/
	計画値	2	2	2	2	2	2

■第6期計画の状況

計画期間中の利用者はいませんでした。

■見込み量確保のための方策及び今後の方向

障がいのある人が十分にコミュニケーションを取り、支障をきたすことなく快適に日常生活を送ることができるよう、手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業の周知に努めるとともに、手話通訳者や要約筆記者の確保を図ります。

《⑥ 日常生活用具給付等事業》

:介護・訓練支援用具

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	実績	0	0	0	/	/	/
	計画値	2	2	2	2	2	2

:自立生活支援用具

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	実績	0	0	0	/	/	/
	計画値	2	2	2	2	2	2

:在宅療養等支援用具

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	実績	0	0	0	/	/	/
	計画値	2	2	2	2	2	2

:情報・意思疎通支援用具

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	実績	27	30	36	/	/	/
	計画値	13	13	13	40	42	44

:排泄管理支援用具

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	実績	132	107	228	/	/	/
	計画値	220	225	230	230	232	234

:居宅生活動作補助用具(住宅改修費)

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	実績	0	0	0	/	/	/
	計画値	1	1	1	1	1	1

■第6期計画の状況

日常生活用具給付等事業のうち、「排泄管理支援用具」の利用実績が最も多くなっています。「情報・意思疎通支援用具」は計画値を上回る実績となっています。

■見込み量確保のための方策及び今後の方向

日常生活用具や住宅改修を必要とする人が適切に給付を受けることができるよう周知を図り、利用促進につなげます。

◀⑦ 手話奉仕員養成研修事業▶

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
講習修了者 (人/年)	実績	0	0	0	/	/	/
	計画値	1	1	1	1	1	1

■第6期計画の状況

計画期間中の実績はありません。

■見込み量確保のための方策及び今後の方向

広報誌等を通じて、手話に興味のある人を広く募集し、手話奉仕員養成講座へ参加していただき、講習修了者の増加に努めます。

◀⑧ 移動支援事業▶

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所	実績	2	2	2	/	/	/
	計画値	2	2	2	2	2	2
利用者数 (人/年)	実績	1	2	1	/	/	/
	計画値	4	4	4	2	2	2
利用時間	実績	37	48	41	/	/	/
	計画値	116	116	116	50	50	50

■第6期計画の状況

毎年度、継続した利用実績があります。利用時間は年度によって増減はありますが、実施箇所、利用者数は概ね横ばいで推移しています。

■見込み量確保のための方策及び今後の方向

屋外での移動が困難な障がい者等に対して外出の際の移動を支援し、地域における自立生活や社会参加の促進を図ります。

移動支援事業については、提供事業所の新規開拓や他の移動に係る事業等も見据えながら個々のニーズに対応できるよう、サービスの質の向上を図ります。

◀⑨ 人工透析患者送迎サービス事業▶

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	実績	10	10	8			
	計画値	12	12	12	10	10	10

■第6期計画の状況

毎年度、継続した利用実績があります。

■見込み量確保のための方策及び今後の方向

広報誌等により、必要な人が適切に利用できるよう、サービス・制度の周知を行います。

◀⑩ 人工透析患者通院交通費助成事業▶

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	実績	9	9	8			
	計画値	11	11	11	10	10	10

■第6期計画の状況

毎年度、継続した利用実績があります。

■見込み量確保のための方策及び今後の方向

広報誌等により、必要な人が適切に利用できるよう、サービス・制度の周知を行います。

◀⑪ 訪問入浴サービス事業▶

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所	実績	0	0	0			
	計画値	1	1	1	1	1	1
利用者数 (人/月)	実績	0	0	0			
	計画値	1	1	1	1	1	1

■第6期計画の状況

計画期間中の利用はありませんでした。

■見込み量確保のための方策及び今後の方向

広報誌等により、必要な人が適切に利用できるよう、サービス・制度の周知を行います。

≪⑫ 日中一時支援事業≫

:日中一時支援

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所	実績	1	1	1	/	/	/
	計画値	1	1	1	1	1	1
利用者数 (人/月)	実績	1	1	1	/	/	/
	計画値	4	4	4	2	2	2

:重度身体障害者日中一時支援事業

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所	実績	1	1	1	/	/	/
	計画値	1	1	1	1	1	1
利用者数 (人/月)	実績	1	1	1	/	/	/
	計画値	1	1	1	1	1	1

■第6期計画の状況

毎年度、継続した利用実績がありますが、横ばいで推移しています。

■見込み量確保のための方策及び今後の方向

町内に提供事業所はありませんが、町内の事業所や近隣市町の事業所の状況を加味しながらサービスの提供を行い、障がいのある人の支援を行うとともに、介護者や家族の負担軽減につなげます。

≪⑬ 地域活動支援センター事業≫

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所	実績	0	0	0	/	/	/
	計画値	0	1	1	1	1	1
利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	/	/	/
	計画値	0	10	10	10	10	10

■第6期計画の状況

計画期間中の実績はありませんでした。

■見込み量確保のための方策及び今後の方向

町内には当事者が中心となって立ち上げた小規模作業所「ゆきどけ～ほっとスペース～」があります。活動の一環として、ピアサポーター(当事者)によるひきこもり支援や居場所づくりに力を入れており、地域の民生委員や見守り推進員、保健・医療・福祉の関係者との連携による情報提供等を通じてその活動を支援し、利用者の確保につなげ、利用者のニーズや人口規模など、本町の実情に合った地域活動支援センター事業の実施をめざします。

≪⑭ 自動車免許取得・改造助成事業≫

:自動車免許取得助成事業

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	実績	0	0	0	/	/	/
	計画値	1	1	1	1	1	1

:自動車改造助成事業

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	実績	0	0	0	/	/	/
	計画値	1	1	1	1	1	1

■第6期計画の状況

計画期間中の実績はありませんでした。

■見込み量確保のための方策及び今後の方向

広報誌等により、必要な人が適切に利用できるよう、サービス・制度の周知を行います。

◀⑮ 更生訓練費給付事業▶

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	実績	0	0	0	/	/	/
	計画値	1	1	1	1	1	1

■第6期計画の状況

計画期間中の実績はありませんでした。

■見込み量確保のための方策及び今後の方向

広報誌等により、必要な人が適切に利用できるよう、サービス・制度の周知を行います。

◀⑯ 障害者虐待防止対策支援事業▶

単位		第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	実績	有	有	有	/	/	/
	計画値	有	有	有	有	有	有

■第6期計画の状況

計画通りに実施できています。

■見込み量確保のための方策及び今後の方向

今後も虐待防止対策連絡会議において関係機関との連携を図り、障がい者への虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応等、支援体制の充実に向けて必要な情報共有の強化や対策の検討を継続します。

第5章 障がい児福祉サービスの推進(障がい児福祉計画)

1. 第2期計画における成果目標

項目	目標	実績		
	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援センターの設置	圏域での設置	圏域での設置を維持継続		
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	圏域での確保	圏域での確保を維持継続		
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	確保済	圏域での確保を維持継続		
医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置	設置済	維持継続		

2. 第3期計画における成果目標

1 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針における成果目標

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1箇所以上設置する
- 令和8年度末までに、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業等が保育所等訪問支援等を活用しながら、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする
- 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に1箇所以上確保する
- 令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする

■本町の目標設定

項目	目標	考え方
児童発達支援センターの設置	圏域での設置	圏域において確保ができているため、維持継続します。
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築(保育所等訪問支援事業所の整備)	圏域での確保	圏域において確保ができているため、維持継続します。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域での確保	圏域において確保ができているため、維持継続します。
医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置	設置・配置	既に設置・配置済みであり、維持継続します。

■目標達成に向けた町の方向性

本町では、対象となる児童が少ないため、近隣市町に設置されている児童発達支援センターや事業所等を利用できる体制を確保しています。引き続き、対象児が発生した場合の協力を依頼し、必要な支援体制の確保に努めます。

3. 障がい児福祉サービスの概要

1 障害児通所支援

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある未就学の子どものための通所支援の一つで、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。
放課後等 デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇中に生活能力向上のために必要な訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用している障がい児に対して、障がい児施設等で指導経験のある児童指導員、保育士による訪問指導を行います。
居宅訪問型児童 発達支援	重度の障がい等で障害児通所支援を利用することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。

2 障害児相談支援

サービス名	内容
障害児相談支援	障がい児が障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス等)を利用する際に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

3 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

サービス名	内容
医療的ケア児に対するコーディネーターの設置	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、適切な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域の課題整理や地域資源の開発等を行いながら地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターとして相談支援専門員等を養成し、配置します。

4. 障がい児福祉サービスの見込み量

1 障害児通所支援

≪児童発達支援≫

単位		第2期計画(実績)			第3期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	実績	18	16	19	/	/	/
	計画値	16	16	16	20	20	20
人/月	実績	1	1	2	/	/	/
	計画値	1	1	1	2	2	2

≪放課後等デイサービス≫

単位		第2期計画(実績)			第3期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	実績	20	12	10	/	/	/
	計画値	28	28	28	20	20	20
人/月	実績	4	3	3	/	/	/
	計画値	2	2	2	4	4	4

≪保育所等訪問支援≫

単位		第2期計画(実績)			第3期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	実績	0	0	0	/	/	/
	計画値	1	1	1	1	1	1
人/月	実績	0	0	0	/	/	/
	計画値	1	1	1	1	1	1

≪居宅訪問型児童発達支援≫

単位		第2期計画(実績)			第3期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	実績	0	0	0	/	/	/
	計画値	0	0	0	0	0	0
人/月	実績	0	0	0	/	/	/
	計画値	0	0	0	0	0	0

2 障害児相談支援

単位		第2期計画(実績)			第3期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	実績	2	1	1			
	計画値	4	4	4	2	2	2

※計画の作成・モニタリングの実績の月平均値を示しています。

3 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

単位		第2期計画(実績)			第3期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	実績	2	2	2			
	計画値	2	2	2	2	2	2

■第2期計画の状況

「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「障害児相談支援」において利用実績がありました。

医療的ケア児に対するコーディネーターは、保健センターと基幹相談支援センターに配置を継続しています。

■見込み量確保のための方策及び今後の方向

障がい児への早期療育や障がいの多様化に伴い、個々に合わせた多様な支援が求められる中で、子どものライフステージに応じた切れ目のない地域支援体制づくりに向けて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が緊密に連携し、特別支援連携協議会等での必要な対策の検討を通して、障がい児支援体制の充実を図ります。

障がい児が必要とするサービス利用に適切かつ、円滑につながられるよう各事業所や障害児相談支援事業所と情報共有を図るとともに、サービス利用時の送迎対応の確認やサテライト型での利用の検討等、町外の事業所とも協力関係を構築することで、利用しやすい環境整備に努めます。



策定委員会での意見

- 障がい児の利用ニーズが増えているが、近隣の事業所は定員も埋まってしまい、受け入れできないこともあった。
- 町外の事業所を利用すると、送迎等の保護者負担も大きいため、遠方の事業所を利用する場合には移動手段や交通費に関する支援があればいい。

第6章 計画の推進体制

1. 推進体制の整備

(1) 関係機関の連携

計画を確実に推進していくために、障がい者団体や各種団体の代表、保健・医療・福祉関係者、行政関係者等で構成される久万高原町障害者地域総合支援協議会の意見・提言を踏まえるとともに、役場(内)関係各課による情報交換や意見交換に努め、行政各分野間における連携・調整の強化を図り、総合的・効果的な取り組みを推進します。

(2) 地域における支え合いの体制づくり

障がいのある人が地域で安心・安全な生活を送るためには、地域における孤立を防ぐことが重要です。しかし、障がい福祉関係団体の高齢化による活動の縮小及び停止の危機や、家族や保護者同士の結びつきの弱まりを背景に、孤立しやすい現状があります。本人及び家族が地域での生活のしづらさを感じないよう、地域の中で理解者を一人でも多く増やしていくことが急務です。そのためには、地域における自発的な取り組み(精神障がい者ボランティア団体等)を支援し、本人及び家族の高齢化に対応していけるよう、地域包括支援センター等の関係機関と協力しながら、新たな社会資源の掘り起こしや緊急時対応も含め必要な機能を集約した地域生活支援拠点等の機能強化、相談窓口のワンフロア化に向け、必要な協議を行い、早期実現をめざします。

また、地域との日常的なつながりをもち、地域で共に支え合い助け合える地域づくりを進めていくことが大切です。そのために、障がいの有無に関わらず社会参加できるよう、障がいのある方へ向けた福祉情報の広報や災害時の自助・共助による防災意識の向上を図るための学習機会の提供など、障がいのある方の意見を踏まえながら進めていきます。

2. 広報・啓発活動の推進

(1) 計画の周知

本計画を町のホームページでの公開や概要版の配布などを通じて、障がい福祉サービスについて住民に広く周知します。

また、住民が必要な情報を適切な時期に取得できるよう、障がい福祉サービスや制度等に関するわかりやすい情報提供を行います。

(2)障がいに関する理解の促進及び障がいのある人への配慮

理解促進研修・啓発事業等の実施を通じて、障がいのある人が必要な時に必要な配慮を受けることができるよう、年代を問わず、小中学生の頃から、障がい特性や必要な配慮等について学習する機会をつくります。また広報誌等を通じて、障がいへの理解を促進するための情報発信やヘルプマーク等の普及・啓発により、障がいの特性に応じた配慮が進むよう、支援体制の整備に向けて実施していきます。

また、役場(内)においても、障害者差別解消法の改正も踏まえ、職員研修の機会を活用した障がいに関する正しい理解の促進を行うことで、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めます。

さらに、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の主旨を踏まえ、聴覚障がいや視覚障がい、知的障がい等の個々の特性に合わせた情報入手に関する合理的配慮の提供が求められていることから、町職員が障がい特性を理解し、手話や口話、音声による情報提供、ふりがな打ち等の障がい特性に配慮した情報提供ができる環境づくりに努めます。

また、愛媛県障がい者 ICT サポートセンターと連携し、障がい特性にあわせた使いやすく活用できる ICT 機器の紹介やレンタル等を通し、日常生活の利便性の向上や、就労機会・社会参加の機会が促進されるよう支援に努めます。

3. 計画の点検・管理体制

障がい者団体や各種団体の代表、保健・医療・福祉関係者、行政関係者等で構成される久万高原町障害者地域総合支援協議会において、本計画の進捗状況や関連の情報を把握し、評価しながら計画の推進を図ります。

4. 県及び近隣市町や関係機関との調整・協力

(1)国・県への要請・要望

障がいのある人の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。このため、国や県の新しい動向を注視し、連携を図りながら施策を推進します。

また、地方公共団体の責務として、住民のニーズを的確に把握し、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請します。

(2)円滑なサービス提供に向けた調整

町内に実施のないサービスや利用意向の高い入所施設、専門的な知識を要する人材などの確保に向けて、広域的な対応が望ましいものについては、近隣市町との連携や情報交換を行い、適切な対応に努めます。

また、事業所へ新規参入を働きかけるとともに、新規開設に必要な情報提供や財政支援を行い、施設整備を図ります。

1. 久万高原町障がい(児)福祉計画策定委員会設置要綱

平成18年7月5日

告示第52号

(設置)

第1条 この告示は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第1項の規定に基づく障害者基本計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号)第88条の規定に基づく障害福祉計画策定に必要な事項について検討・協議するため久万高原町障害者計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって構成する。

(委嘱)

第4条 委員は、専門的知識を有する者の中から、町長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員の報酬及び費用弁償は、久万高原町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年久万高原町条例第39号)の規定によるものとする。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

2. 久万高原町障がい(児)福祉計画策定委員会名簿

(順不同、敬称略)

団体名等	役職名等	氏名
うつのみや内科	院長	宇都宮 慎
久万高原町議会総務文教厚生常任委員会	委員長	瀧野 志
精神障害者地域家族会(日の出会)	会長	光田 民江
久万高原町身体障害者福祉会	会長	藤原 榮道
NPO法人パステルくらぶ	施設長	山口 ひとみ
NPO法人ぽっかぽか	管理者	山之元 初枝
ゆきどけ～ほっとスペース～	管理者	菅 英雄
久万高原町社会福祉協議会 在宅福祉課	課長	渡部 亜矢
久万高原町社会福祉協議会 地域福祉課	相談支援専門員	西森 友紀
久万こども園	園長	白川 真理
教育委員会 学校教育班	発達支援巡回相談員	高杉 裕美
久万保健センター	班長	篠崎 幸子
保健福祉課 長寿介護班	班長	畝本 幸男
保健福祉課 子育て支援室	係長	伊藤 千恵

3. 計画策定経過

年月日	内容
令和5年7月12日～ 8月4日	・久万高原町障がい者(児)福祉に関するアンケート調査実施
令和5年7月28日～ 8月18日	・障がい者団体・事業所アンケート調査実施
令和5年12月1日	第1回久万高原町障害福祉計画策定委員会 ・久万高原町第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画 について(町の現状、各種調査結果報告、計画骨子について) ・意見交換 ・その他
令和5年12月5日	第1回久万高原町障害者地域総合支援協議会
令和6年1月18日	第2回久万高原町障害福祉計画策定委員会 ・久万高原町第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画 (素案)について ・意見交換 ・その他
令和6年2月1日～ 2月15日	パブリックコメントの実施
令和6年2月26日	第3回久万高原町障害福祉計画策定委員会 ・久万高原町第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画 (最終案)について
令和6年3月28日	第2回久万高原町障害者地域総合支援協議会

久万高原町
第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画

発行年月： 令和6年3月

発 行： 久万高原町

編 集： 久万高原町 保健福祉課

〒791-1201 上浮穴郡久万高原町久万 212

T E L： 0892-21-1111

F A X： 0892-21-2860
